



マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学法学会 公開日: 2024-06-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 勝田, 卓也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002000901

〈論 説〉

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審 選出手続における人種差別

勝 田 卓 也

目 次

はじめに

I. 背 景

A. 陪審選出手続概観

B. 黒人排除の歴史

II. 無条件忌避権の人種差別的な行使

III. マーシャルの予言

A. 人種中立的な理由の提示

B. 無意識の人種差別

C. 忌避権行使についての実証的データ

D. 陪審の人種構成と評決の関係

IV. 最近の改革

A. Batson 判決の枠組みの強化

B. 無条件忌避権の廃止

C. 改革の限界

V. 展 望

おわりに

はじめに

陪審制度はアメリカ法において非常に魅力的であるが、向き合い方が難しいテーマでもある。陪審制度においては、一般市民が裁判官から独立して判断を下すだけでなく、どうしてその判断に至ったのかについて、一切の説明責任

を負わない。とりわけ刑事陪審については、何ら理由を示すことなく無罪評決を下すことができるからこそ市民が参加する意義があるということになるのだが、証拠から見て合理的に解釈することの難しい有罪・無罪評決は、歴史的にも、現在においても少なからず存在する。

アメリカ法研究者は陪審制度をどのように評価してきたのであろうか。陪審員が法律の専門家ではないことによって生じうる問題や、説明責任を負わないという制度的・手続的な構造から生じうる問題を留保しつつも、多くの研究者は陪審制度を全体としては肯定的に評価してきたように思われる。アメリカ法研究の泰斗である田中英夫は、陪審の事実認定能力について実証的なデータを参照したうえで、「陪審制の全面否定論者がいうところには少なくとも若干の誇張があるように思われる」と述べている¹⁾。また、陪審が妥当な結論に到達するために法の準則を若干変更することがあるという問題については、田中自身の立場は必ずしも明らかではないものの、陪審がある場合に法の準則の厳格な適用を避けることは、法の準則と社会通念との間のギャップを埋めるものであるとする陪審擁護論が有力に唱えられると述べた上で、陪審は一種のChancellor であるというクックの言葉を引用する²⁾。

しかし、アメリカの陪審制度は、これまでのように、(一定の問題はあるにせよ) 全体としては肯定的に評価されるべきものなのであろうか。アメリカの陪審制度は、日本において今後とも「手本」として参照し続けるべき存在なのだろうか。アメリカにおける陪審制度の現実とは、アメリカの陪審制度の評価について、基本的なレベルからの見直しを要求しているように思われる。その理由はいくつかあるが、本稿では、アメリカでは陪審選出手続において、とりわけ刑事陪審の選出手続において、黒人をはじめとする人種的・民族的少数者が不当に排除されている問題に注目する。

アメリカの陪審裁判における人種問題には非常に長い歴史がある。比較的最近でも、90年代のキング氏殴打事件の無罪評決——白人警官が黒人被疑者に対

1) 田中 1980: 454。

2) 田中 1980: 455。

して過剰な暴力を行使した証拠が存在したにもかかわらず、白人が圧倒的に多い陪審が無罪評決を下したことがロス暴動の原因となったとされる——や、知名度の高いスポーツ選手であった O・J・シンプソンの刑事裁判は、人種構成の偏った——逆に黒人が多い陪審が黒人であるシンプソンを無罪とした——陪審が不当に無罪評決に到達したことが疑われた事例として知られている。しかし、これらの無罪評決については、陪審制度そのものに大きな問題があることを示すものではないという前提が維持されていた³⁾。さらに進んで、アメリカで陪審制度が活用されているのはなぜかという問いに対して、アメリカのような多人種・多民族社会では、裁判についての市民の納得を得るために陪審制度必要としているからであるという答えを提示する研究者さえいた⁴⁾。

ロス暴動から四半世紀を経たアメリカでは、キング氏殴打事件やシンプソン事件のような、一般的なメディアでセンセーショナルに扱われるような無罪評決は見られない。もちろん、アメリカの刑事司法から人種差別がなくなったわけではなく、白人警官が黒人被疑者に対して不必要な暴力を行使して死に至らしめるといった事例は頻繁に発生している。しかし、一方においては、BLM（Black Lives Matter）運動の推進力ともなった最近の事例は、刑事司法手続のなかで陪審以前の段階で処理される、つまり、起訴さえされないものが多かった⁵⁾。他方において、2020年にミネソタ州ミネアポリスにおいて白人警官が黒人であるフロイド氏の頸部を圧迫し死に至らしめた事件では、4名の黒人陪審員を含む陪審が元警官に対して殺人での有罪評決に到達した⁶⁾。公判を担当する刑事陪審が、人種差別・偏見によって一方の人種に有利な判断を行った

3) キング氏殴打事件については、陪審の人種偏見の可能性よりも、白人が多数居住する地域に裁判地を変更した決定が問題視される（指宿 1992: 24）。シンプソン事件については、陪審が判断したのは、検察の立証に合理的な疑問があるかどうかであることが強調される（四宮 1997: 86）。

4) 藤倉：425-26。

5) 2014年には、ニューヨークとミズーリ州ファーガソンで白人警官が黒人被疑者を死に至らしめたが、起訴さえされなかった。これらの事件については、勝田 2016 を参照。

6) Forliti et al. 2021.

ように見える事例は、かつてほどには大きな注目を集めていないと言えるだろう。この状況は、陪審における人種差別・偏見の問題は陪審そのものの価値を大きく損なうものではないという見方を補強しうる。

しかし、最近のアメリカでは、陪審制度における人種問題が新しい局面を迎えている。刑事司法制度全体が人種差別的に執行されているという認識が強化されるという一般的な傾向のなかで、憲法の平等保護条項に基づいて陪審選出手続における人種差別を禁止する最高裁の規制が、ほとんど有効に機能していないという認識が広がっているのである。

以上のように、アメリカの陪審選出手続における人種差別の問題を再検討すべき時期が来ている。筆者はかつてこの問題を、無条件忌避権の人種差別的な行使に焦点を当てて扱ったことがある⁷⁾。この問題を再検討するのは、前述のような人種差別についての認識の変化が生じたことと、アメリカにおける陪審改革論が新局面を迎えたことが理由である。アメリカの陪審制度は、抑圧されてきた黒人の観点からは、多少の問題はあるが全体としては適切に機能していると評価されるようなものではないのではないかと、という疑問に向き合うことが、本稿の課題である。本稿は、刑事司法における黒人の抑圧という観点から陪審選出手続を検討するので、対象は刑事陪審（小陪審）に限定される。

本稿では、まず、陪審選出手続を概観し、陪審からの黒人排除の歴史的背景を確認する。次に、無条件忌避権の人種差別的な行使の問題について最高裁がどのように対応してきたのかを確認する。最高裁は1986年の Batson 判決において、この問題への対応を示した。マーシャル裁判官⁸⁾は Batson 判決の補足意見において、Batson 判決では無条件忌避権の差別的な行使を抑止することができないと予言した。マーシャルの予言が正しかったことが、その後の実証的な研究によって裏付けられる。Batson 判決の限界を踏まえて、いくつかの

7) 勝田 1997。なお、本稿で取り上げる問題を含めて、筆者自身の陪審研究の展望を明らかにした論稿として、勝田 2023（刊行予定）がある。

8) Thurgood Marshall. 20世紀中ごろに Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483 (1954) 等、人種差別を争う事件で活躍した弁護士であり、後に黒人として初めてアメリカ連邦最高裁裁判官となった（1967-1991年在職）。

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

州では無条件忌避権の廃止を含む改革が行われている。これらの改革の内容とその限界を確認した上で、今後の展望を探る。

I. 背景

A. 陪審選出手続概観

陪審員を務めることができる者の資格は、犯罪歴や英語能力といった基準によって制限されることはあるが、基本的には18歳以上の市民（地域住民）であると見てよい。かつては白人男性しか陪審員を務めることが想定されていなかったけれども、南北戦争を経て1868年には憲法に平等保護条項が加えられ⁹⁾、その後1875年の公民権法（Civil Rights Act）第4条は、州裁判所においても連邦裁判所においても人種等を理由として陪審から排除することを違法とし、さらに、公務員がこれに違反して陪審選出を行うことを犯罪とした¹⁰⁾。その後も、えり抜き陪審（blue ribbon jury）——資質の高い陪審員によって構成される陪審——のように、陪審員の資格を人種以外の方法で制限することは続いたが、連邦議会は、1968年の陪審の選任と職務についての法律（Jury Selection and Service Act）において、連邦裁判所の陪審員について地域住民を公正に代表する原則を確立した¹¹⁾。最高裁も、州裁判所における陪審からの女性の組織的な排除を違憲とした1975年の Taylor v. Louisiana 判決において、陪審が地域住民を公正に代表するべきであるという原則を採用している¹²⁾。最高裁はまた、陪審が投票権行使と並んで市民が政治に参加する重要な機会であると位置付けている¹³⁾。

陪審員はこのように、有資格者、すなわち、基本的には18歳以上のすべての

9) U.S. CONST. amend. XIV, cl. 1.

10) Civil Rights Act of 1875, Ch. 114, § 4, 18 Stat. 335, 336-37. この法律は現在も有効であり、無条件忌避権が人種差別的に行使されている現状が改善されていないのであれば、全米の裁判所で犯罪が多発し続けていると見ることもできる。Frampton 2018: 1643.

11) Pub. L. No. 90-274, 82 Stat. 53, 54 (1968).

12) 419 U.S. 522, 528 (1975).

13) Powers v. Ohio, 499 U.S. 400, 407 (1991).

論 説

市民からランダムに選出される。しかし、たとえ意図的な差別がないとしても、アメリカに特有の様々な事情によって、人種の少数者、とりわけ黒人が排除されやすい状況が続いている。

アメリカでは、陪審候補者の名簿作りの段階から人種の少数者である黒人を排除する原因を見出すことができる。陪審員を務める資格がある市民を行政が一元的かつ網羅的に把握しているということではなく、裁判所は有権者名簿等を活用して、陪審候補者名簿を作成するところから始めなければならない。

有権者名簿には、当該地域の有権者すべてが記載されているわけではない。有権者が行政機関等に向いて有権者登録を行うことによってはじめて有権者名簿に記載される。有権者と陪審員有資格者とはほぼ重なるが、アメリカ合衆国国勢調査局によれば、2020年11月時点での全米での有権者登録率は66.7%にとどまっており、ヒスパニックを除く白人の登録率が75.2%だったのに対して、黒人とヒスパニックの登録率はそれぞれ64.7%、44.1%と、白人よりも顕著に低い¹⁴⁾。有権者名簿のみに基づいて陪審候補者名簿するのでは、人種的な偏りは避けられない。

アメリカでは有権者登録する市民よりも自動車の運転免許証を保有する市民の方が多く、免許証保有者名簿が陪審候補者名簿を作成するために用いられることがある。しかし、免許証保有者名簿にも人種的な偏りがある。運転免許証を持つ白人の割合は84%で、運転免許証を持つ黒人とヒスパニックの割合は、それぞれ63%、73%である¹⁵⁾。陪審候補者名簿を作成する基礎となるこれら二種類の名簿に相当な人種的偏りがあるために、黒人のような人種の少数者はそもそも陪審候補者名簿に掲載されにくくなる。黒人が陪審候補者名簿の基礎となる有権者名簿等に掲載される割合が低いのは、安定した職業についていないために短期間で転居する者が多いとか、犯罪歴によって排除される者が多いといった事情があり、当局に人種差別の意図がなくても、こうした名簿を用いることによって結果として多くの黒人が排除されてしまう。納税者名簿、電

14) United States Census Bureau 2021.

15) Stewart 2013: 41.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

話帳、年金受給者名簿等、多様な名簿を活用すればより多くの黒人が陪審候補者名簿に記載されることになるが、そうした努力は十分になされていない¹⁶⁾。

実際に陪審裁判が行われることになると、候補者名簿に記載された者の中から、一定数の候補者が裁判所に招集される。陪審候補者は動画等によるオリエンテーションを受けて、陪審員の任務についての理解を深めるとともに、任務へのモチベーションを高める。大きな裁判所では多数の候補者を集めて、複数の事件についてそれぞれ、たとえば30人程度ずつの候補者団に分けて、その後の手続を行う。

特定の事件において予断偏見のない公平な陪審員を選出するために、ヴォワール・ディール（voir dire）が行われる¹⁷⁾。ヴォワール・ディールでは、事件の当事者や関係者を知っているか、候補者自身や候補者の家族が同種の犯罪の被害にあったことがあるか、事件についての報道を目にしたかなど、当該事件において予断偏見となりうる事情が存在するかどうかを、陪審候補者に対して確認する。これらの質問は、検察官や弁護士が直接陪審候補者に対して行う場合もあれば、裁判官が陪審候補者に対して行う場合もある。

こうした質問への応答を踏まえた上で、当事者は陪審候補者に対して忌避権を行使する。忌避には、理由付き忌避（challenge for cause）と、無条件忌避（peremptory challenge）の二種類がある。理由付き忌避は、当該陪審候補者が公正に判断することができない事情を当事者が裁判官に説明し、裁判官がその説明に納得した場合に認められる。理由付き忌避権を行使する回数に制限はない。

無条件忌避は、当事者が何らの理由を説明することなく特定の陪審候補者を排除することを許すものである。無条件忌避権を行使できる回数には、たとえば当事者双方それぞれ6回ずつといったように、回数制限がある。理由を述べ

16) カリフォルニア州には58のカウンティがあるが、有権者名簿と自動車運転免許証保有者名簿以外の名簿を活用しているカウンティは一つしかない。Semel et al. 2020: 5.

17) 陪審選出手続についての日本語文献として、丸田隆 2016: 182-95 を参照。

る必要がない無条件忌避には、次のような意義があるとされる。理由付き忌避が認められる程度までには至らない、わずかな偏見を有する候補者の排除を認めることは当事者の利益に資する。客観的に偏見の存在を立証することができなくても、当事者が偏見を有すると信じている陪審候補者の排除を認めることは、(敗訴した)当事者に対する評決の説得力を高めることができる。特定の陪審候補者に対してある当事者が理由付き忌避の申立てをしたけれども裁判官がこれを認めなかった場合に、当該候補者がその当事者に対して反感を覚える可能性があり、こうした候補者の忌避を許すことで理由付き忌避を躊躇なく申し立てることが可能となる¹⁸⁾。

アメリカの陪審選出手続においては、後述するように最高裁は認めていないことではあるが、だれが陪審員を務めるのかによって評決の結論が異なりうることが想定されている。当事者は、自らの主張を受け入れてくれそうな陪審員を選出するために、戦術的に無条件忌避権を行使する。この点では、無条件忌避権をすでに廃止したイギリスとは対照的である¹⁹⁾。人種、性別、年齢、職業、所得、政治的見識等、様々な属性を考慮して、自身に有利な判断をしてくれる陪審員を選出するために、陪審コンサルタントが活用される場合もある。刑事事件で繰り返し陪審裁判を行う検察官は、どのような候補者に対して忌避権を行使すべきなのかについての教本を作成したり、研修を行ったりしている。「イギリスにおいては陪審員が選出された時から公判が始まるのに対して、アメリカにおいては陪審員が選出されたときにはすでに公判は終わっている」²⁰⁾と言われる。

無条件忌避権については、偏った陪審候補者を排除するためではなく、当事者自身にとって都合の良い陪審員を残すために行使されうるという問題については、両当事者に忌避権行使が認められているのだから、相手方と同じように行動することによって相手方の党派的関心を打ち砕くことが期待されると説明

18) 勝田 1997: 64-65。

19) Criminal Justice Act 1988 (c. 33), s. 118. 無条件忌避権の歴史的沿革に関する邦語文献として、松田 2014: 571-75を参照。

20) Van Dyke 1977: 146。

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

されてきた。棚瀬孝雄は、無条件忌避権の行使の党派性の問題に関連して、当事者が納得できるまで手続を尽くすことに意味を見出す。無条件忌避権の行使も、司法取引も、可能な限り当事者の意思を尊重する司法政策という文脈において理解される。棚瀬によれば、当事者の意思の尊重は、アメリカ司法を貫く一つの一貫した考え方である²¹⁾。

アメリカでは、地域住民をランダムに代表するという理念があるけれども、それだけではなく、特定の事件を裁くには不適格な陪審候補者を排除するために手続を尽くして選出された陪審が、公平な判断を下すことが期待されるのである。

B. 黒人排除の歴史

陪審選出手続はおおむね以上のとおりであるが、地域住民をランダムに代表するという理念にもかかわらず、陪審からは不均衡に多くの黒人が排除されてきたし、その状況は現在も続いている。人種差別や偏見が問題となりうる事件——典型的には、被告人が黒人で被害者が白人である事件——において、黒人が一人も含まれない陪審が有罪評決を下すことは少なくなかった。陪審選出手続における人種差別を立証するためのハードルは高く、特定の陪審が地域住民の白人種・民族構成を反映することは求められない。白人当事者と他の人種の当事者との間の陪審裁判において、白人ばかりの陪審が不適切な根拠に基づいて白人当事者に有利な評決を下したとしても、説明責任を負わない陪審員の責任を迫及することはできない。第14修正の平等保護条項による陪審選出手続における人種差別の規制の到達点は、人種差別的な陪審候補者の排除を十分に抑止するところまで進んでいない。どうしてこのような状況にあるのか、歴史的経緯を踏まえて点検したい。

前述のとおり、1875年の公民権法第4条は人種等を理由とする陪審からの排除を違法とした。それ以前に、1865年から翌年にかけて、南部の多くの州では黒人が陪審員を務めることを禁止する州法が廃止されていた。1879年には少な

21) 棚瀬 2003: 176-77。

くともヴァージニア州の9人の裁判官が黒人を陪審から排除したことについて、75年法に違反したとして起訴されている²²⁾。この結果、共和党が政権を獲得した南部の州では多くの黒人が陪審員を務めたが、再建期が終わり、民主党が政権を回復すると、黒人が陪審員を務めることはなくなった。20世紀の最初の30年の間は、南部では黒人は実質的に完全に陪審から排除されていた²³⁾。

最高裁は1880年の *Strauder v. West Virginia* 判決において、陪審選出における人種差別の問題を扱った²⁴⁾。ウェスト・ヴァージニア州は、メリーランド州やケンタッキー州と同じく、奴隷州ではあったが南北戦争では連邦を離脱しなかった。黒人の数が少なかったこともあり、南北戦争後共和党が政権を獲得することもなく、明文で黒人を陪審から排除する州法が残されていたのである。最高裁は黒人であることを理由として候補者を排除することは平等保護条項を侵害すると判示した。

しかし、最高裁は陪審への黒人の実質的な参加を要求したわけではない。最高裁は1896年5月18日——鉄道における人種分離を強制するルイジアナ州法への市民団体による異議申立てを退けた *Plessy* 判決が下されたのと同じ日であり、*Plessy* を支援していた市民団体が被告人を支援していた²⁵⁾——に、白人を殺害したとして全員白人の陪審によって有罪とされた被告人 James Murray の異議申立てを、候補者レベルではすべての黒人が排除されていたわけではないなどとして退けた。2か月後、Murray の処刑を見物するために群衆がニュー・オーリンズの街中に集まった。絞首刑に処された Murray は19分間も痙攣していたという²⁶⁾。

結局、*Strauder* 判決は黒人の陪審への参加を促進しなかった。黒人を明文

22) ただし、その後この条文に基づいて起訴された事件は報告されていない。

Frampton 2018: 1643.

23) Klarman 2004: 39-40.

24) 100 U.S. 303 (1880).

25) *Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537 (1896). *Plessy* 判決における市民団体の支援については、勝田 2011: 153-54を参照。

26) *Murray v. Louisiana*, 163 U.S. 101 (1896); Frampton 2018: 1594-95.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

で排除する制定法を維持していた州は少なかったからである。明文ではなく運用によって黒人を陪審から排除する陪審選出手続の慣行をどのように評価するのかについて、最高裁は明確な基準を打ち出していなかった。明確な基準がない以上は、黒人を陪審から排除すべきであるという南部の世論が重要な意味を持った。1904年から1935年までの間に、南部の陪審から黒人がほぼ完全に排除されていたにも関わらず、最高裁が陪審選出手続における人種差別を理由として黒人被告人の有罪を破棄したことは一度もなかった²⁷⁾。

19世紀末以降の南部の刑事司法における黒人への抑圧は苛烈を極めた。黒人被告人が殺人やレイプのような犯罪を白人に対して実行したかどうかは問題ではなかった。被害者が黒人から被害を受けたと主張すれば有罪とするに足りた。レイプ事件では、白人陪審員は白人女性の証言を信じずに、黒人被告人の証言を信じることは許されなかったし、性について白人女性を法廷で詳しく審問することは許されなかった。黒人男性の生命よりも、白人女性の名誉の方が重要だったのである²⁸⁾。

そもそも黒人は正式の刑事裁判ではなく、リンチ（私刑）によって処罰されることが多かった。1890年ごろのリンチのピークには、毎年100件以上のリンチが行われたと報告されている。白人は、ときには家族でリンチを見物し、処刑された黒人の身体の一部を土産として持ち帰ることもあった。リンチはその後減少するが、それは人種偏見が緩和されたというだけではなく、リンチを回避するために、迅速な公判によって速やかに処刑まで完結させることができるよう法改正が行われたという事情もあった²⁹⁾。

1931年には有名なスコッツボロ事件が発生する。9人の黒人少年が白人女性をレイプしたとして起訴されたが、有罪とするために十分な証拠がなかったばかりか³⁰⁾、公判が暴徒によって支配された状態で進められたとか、弁護人の選

27) Klarman 2004: 41-43.

28) Klarman 2004: 118.

29) Klarman 2004: 119.

30) 被害者とされた白人女性は再審理のときにレイプされたという主張が嘘だったことを認めた。Klarman 2004: 126.

任が公判当日であったとか、陪審員が全員白人だったといった様々な問題があった。最高裁は、Powell v. Alabama 判決において、弁護人の援助を受ける権利が侵害されたことを理由として、有罪判決を破棄した³¹⁾。

州裁判所で再度公判が行われ、有罪とされた Norris は、陪審選出手続における人種差別を理由として上訴した。アラバマ州最高裁は陪審選出手続における差別を認めなかったが、連邦最高裁は Norris の有罪を破棄した³²⁾。黒人人口が多い地域だったにもかかわらず、一人として黒人が陪審に選出されたことがなかった上に、陪審選出を担当していた職員が、陪審選出手続における人種差別を行っていたという非難を免れるために、Norris の再審前の陪審候補者名簿に黒人の名前を偽って記入していたことが明らかにされたのである³³⁾。

Norris 判決は、陪審選出手続における人種差別をこの時期の最高裁が認めたという意味では重要な判決である。しかし、Norris 判決がその後の南部における陪審選出の実務を大きく変えることはなかった。その後の最高裁は、あからさまな黒人排除が行われていたことが証言等によって立証された事件では陪審選出手続における人種差別を認めることがあったけれども、そうでなければこの問題を容認した。たとえば、Norris 判決から10年後の *Akins v. Texas* 事件では、16人の大陪審の中に黒人が1人含まれていたが、選出担当者が、2人以上の黒人の選出を妨げてきたと証言したにもかかわらず、人種差別は認められなかった³⁴⁾。

最高裁は、陪審選出手続における人種差別が平等保護条項を侵害することを理論上は明らかにしたが、南部の州は、実質的にこれを無視することができた。1940年代には黒人が大陪審において陪審員を務めることは認めしたが、それが限界であって、黒人が小陪審の陪審員を務めることは許されなかった。大陪審で

31) 287 U.S. 45 (1932). この判決は、死刑事件であり、少年らが読み書き能力を持っていなかったことなどを指摘しており、弁護人の援助を受ける権利を広く確立したものである。

32) *Norris v. Alabama*, 294 U.S. 587 (1935).

33) Klarman 2004: 125-26.

34) 325 U.S. 398, 406-07 (1945).

黒人の参加を許したのは、大陪審では小陪審と違って全員一致が必要とされないからであろう。候補者名簿に黒人が全く記載されていなければ上級審で審査の対象とされるリスクがあるので、名簿には黒人がある程度記載された。しかし、名簿に記載された黒人陪審候補者は忌避権の行使によって排除することができた。黒人が陪審候補者名簿に人口比例的に掲載されない限り、忌避権の行使によって全員白人の陪審を確保することができた³⁵⁾。

さらに、もし黒人が実際に陪審員に選任されたとしても、その実質的な影響力を低下させるために、全員一致要件を緩和する州もあった。小陪審は伝統的に全員一致でなければ評決を下すことができない。全員一致に到達することができなければ、新しく陪審員を選出して審理をやり直すことになる。全員一致ルールには、陪審員全員が一致してはじめて有罪評決に到達することを確保する側面があるだけでなく、陪審員間での議論を促進するという意味もある³⁶⁾。

ルイジアナ州では1898年に、9対3の多数で評決を下すことを可能とする法改正を行った。オレゴン州は1934年に、10対2での評決を容認する法改正を行った。いずれも、少数者である黒人が陪審員に選出された場合に、その影響力を無効化することを意図しての法改正であった³⁷⁾。ある実証的な研究によれば、この意図は現実化した。非全員一致評決を容認するルールによって、黒人陪審員の無罪票は白人陪審員のその2.5倍の割合で無効化された³⁸⁾。最高裁はこれらの州の非全員一致ルールについて、1972年の判決で、(当時は人種差別が争点として取り上げられたわけではないが)第6修正が保障する陪審審理を受ける権利を侵害するものではないとして容認している³⁹⁾。21世紀のBLM運動の高揚を経て、最高裁は2020年のRamos v. Louisiana 判決においてようやく1972年の先例を変更して、非全員一致評決が(第14修正のデュー・プロセス条項を通じて州に対して適用される)第6修正の陪審審理を受ける権利を侵

35) Klarman 2004: 267-68.

36) 棚瀬 2003: 179.

37) Ramos v. Louisiana, 140 S. Ct. 1390, 1393-94 (2020).

38) Frampton 2018: 1637.

39) Apodaca v. Oregon, 406 U.S. 404 (1972); Johnson v. Louisiana, 406 U.S. 356 (1972).

害することを認めた⁴⁰⁾。

II. 無条件忌避権の人種差別的な行使

陪審候補者名簿に少数人種の住民が十分に掲載されているかどうかは、地域住民の構成と候補者名簿のそれを比較することによって明確化できる。現状では黒人が十分に候補者名簿に掲載されているという状況にはないが、可視性があるために、まだしも問題の所在が把握しやすい。しかし、無条件忌避権の差別的行使は、無条件忌避権の行使には何ら理由を述べる必要がないというその性質上、黒人陪審候補者に対して行使されたとしても、それが差別的な目的で行使されたことを立証することが難しい。

アメリカでは、黒人は歴史を通じて刑事司法において抑圧されてきた。検察官は黒人陪審員を好まない。黒人が警察や検察を信頼しない傾向にあると認識しているからである。南部に限られず、全米でこうした傾向が認められる。後述するように、無条件忌避権は、公民権運動が高揚した20世紀中頃以降も、さらには21世紀を迎えてからも、黒人に対してかなり多く行使されている。最高裁は無条件忌避権の人種差別的な行使の問題にどのように対応してきたのだろうか。

最高裁は1965年の *Swain v. Alabama* 判決において、初めて無条件忌避権の人種差別的な行使の問題に直面した⁴¹⁾。この事件では、黒人被告人がアラバマ州タラデガ・カウンティの裁判所でレイプについて有罪とされ、死刑を宣告された。被告人は陪審選出手続における人種差別を理由として有罪判決の破棄を求めて上訴した。

ホワイト裁判官執筆の法廷意見によれば、裁判地のタラデガ・カウンティでは、陪審員を務める資格を有する21歳以上の男性——女性の排除が違憲とされるのは1975年のことである⁴²⁾——のうち黒人が26%を占めていたが、陪審候補

40) 140 S. Ct. 1390 (2020).

41) 380 U.S. 202 (1965).

42) *Taylor v. Louisiana*, 419 U.S. 522 (1975).

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

者名簿に記載された黒人は1953年以来10%から15%にとどまっていた。この間、80%の大陪審で黒人が選任されたが、その人数は1人から3人であった。被告人を起訴した大陪審の選任に際しては、およそ33人の候補者のうち、4人か5人が黒人であり、そのうち2人が大陪審に選出されていた。刑事事件の小陪審については、平均して6人か7人の黒人候補者が招集されたが、およそ1950年以来、実際に陪審員に選任された黒人は1人もいない⁴³⁾。ホワイト裁判官が引用した証拠は、20世紀中ごろの南部においては、黒人を少数大陪審に選出していたことと、小陪審については候補者の中に黒人を含めるが、無条件忌避権によって徹底的に排除していたことを裏付けるものであろう。

最高裁は陪審候補者名簿の人種的な偏りについて、10%の差があるだけでは人種のみを理由とする意図的な差別を認めることはできないと判断した⁴⁴⁾。無条件忌避権の差別的な行使については、陪審選出の最終段階において6名の黒人陪審候補者すべてが検察による無条件忌避権行使によって排除されている。最高裁はこのような忌避権行使が平等保護条項を侵害するかどうかを検討するに際して、無条件忌避権の意義を整理する。

法廷意見によれば、無条件忌避権の起源はイングランドのコモン・ローに遡り、連邦議会は1790年に、連邦法において重大犯罪について無条件忌避の権利を被告人に与えている。その他の事件については、根拠は不明確ながら両当事者が無条件忌避を行う権利を持つと考えられており、実際に行使されていた。州も同様に無条件忌避権を受け入れた。しかし、イングランドでは無条件忌避も理由付き忌避も用いられなくなったのに対して、アメリカでは無条件忌避は広く用いられているが、その理由はおそらくアメリカ社会が多様であるからだとされる。アメリカではヴォワール・ディールが時間をかけて丁寧に行われ、無条件忌避権行使の判断材料とされる。最高裁は、無条件忌避権は憲法上の権利ではないが、被告人にとっては最も重要な権利であると述べる。だからこそ、無条件忌避権は完全に自由に行使されなければならず、そうでなければその目

43) 380 U.S. at 205.

44) 380 U.S. at 208-09.

的を果たせないという⁴⁵⁾。

法廷意見はさらに、偏見ある陪審候補者を排除するための無条件忌避権の意義を強調し、歴史的にはともかくとして、アメリカにおいては被告人に対する偏見と同じく、検察に対する偏見も排除するべきであるという考えが採用されたとする。被告人と検察との間のバランスは公平に維持されているというのである⁴⁶⁾。

このように無条件忌避の重要性を確認した上で、法廷意見は、特定の事件における黒人陪審候補者に対する忌避権行使だけでは、平等保護条項が侵害されたと判断することはできないと述べる。特定の事件における検察官の無条件忌避権行使を審査すれば、無条件忌避権の性質と機能に重大な変化が生じてしまうことを懸念する⁴⁷⁾。法廷意見は、特定の事件における検察官の無条件忌避権行使を平等保護条項の観点から審査対象とすること自体を拒絶した。

では、被告人はどのようにして陪審選出手続における人種差別を立証すればよいのであろうか。法廷意見によれば、検察官があらゆる事件で、あらゆる局面で、黒人陪審候補者を徹底的に排除して、黒人が一度も陪審員を務めたことがないのであれば、忌避権が差別的に行使されたことが推測されうるが、この事件の証拠では十分ではない。検察官だけが黒人陪審候補者を忌避した過去の状況が十分に立証されていない。事件によっては、検察と弁護側が黒人陪審候補者を排除することに合意したこともある。検察が全員黒人の陪審を提案したが、弁護側がこれを拒否した事例もある。黒人被告人が多人種からなる陪審より全員白人の陪審を好む事件が多いという証言もある。もちろん、タラデガ・カウンティにおいて黒人が陪審員を務めたことがないという事実はある。しかし、本件以前の事件において検察官がどのような状況で忌避権を行使したのかについての証明がなされていない⁴⁸⁾。

45) 380 U.S. at 212-19.

46) 380 U.S. at 219-20.

47) 380 U.S. at 221-22.

48) 380 U.S. at 222-26.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

Swain 判決の法廷意見は、陪審選出手続における人種差別を立証するためのハードルを非常に高くした。名簿の偏りや、実際に黒人が陪審員を務めたことがないという事実だけでは立証責任を果たすことはできない。候補者名簿の改ざんのような意図的な差別を直接示す証拠がない限り、ある程度の人数の黒人を名簿に記載しておけば差別の責任を問われることはない。無条件忌避権の本質が行使する側の自由裁量であることが強調され、当該事件における忌避権行使について検察官に説明を求めることすら想定されていない。過去に遡って検察官が無条件忌避権を黒人に対して差別的に行使した状況を具体的に立証しなければならないのである。

Swain の立証責任を果たすことは事実上不可能であった。このため、州裁判所のなかには、独自の展開を見せるものもあった。カリフォルニア州の最高裁判所は1978年に、無条件忌避権の人種差別的な行使について、州独自の立証基準を採用した⁴⁹⁾。州最高裁によれば、検察による差別的な忌避権行使があったと主張する弁護士はそのことについて一応の証明 (*prima facie case*) をしなければならないが、この証明は当該事件における検察の忌避権行使のパターンを示すだけでも可能であるとされる。この一応の証明がなされたことを裁判官が認めれば、忌避権を行使した当事者が、集団への偏見だけによって忌避権を行使したのではないことを証明する責任を負う。最後に、裁判官がこの理由の有効性を判断する。裁判官が、忌避権行使が集団への偏見によると判断した場合には、陪審選出を再度行うとされる⁵⁰⁾。この判決は、後に連邦最高裁が *Batson* 判決で採用した枠組みに類似した立証基準を打ち出すものであった。

カリフォルニア州最高裁の判決から遅れること8年、連邦最高裁は1986年の *Batson v. Kentucky* 判決において、陪審選出手続において人種差別的に黒人陪審候補者が排除されたと主張する被告人に課された厳しい立証責任を見直すに至る⁵¹⁾。この事件では、被告人 *Batson*——黒人男性——は、ケンタッキー

49) *People v. Wheeler*, 22 Cal. 3d 258 (1978).

50) 22 Cal. 3d at 280-282.

51) 476 U.S. 79 (1986).

州において第2級不法目的侵入と盗品受領について起訴された。検察は陪審候補者の中の4人の黒人すべてに対して無条件忌避権を行使した。被告人の弁護士は第6修正および第14修正に基づいて異議を申し立てた。事実審裁判官はこれを認めず、陪審は被告人を有罪と判断した。州最高裁は有罪を維持した⁵²⁾。

連邦最高裁は有罪を破棄した。パウエル裁判官執筆の法廷意見によれば、陪審選出手続における人種差別が、被告人の生命や自由を侵害するだけではない。その害悪は差別的に排除される陪審候補者や、コミュニティにも及ぶ。パウエルは、司法制度における人種差別が許されないことを強調する。法廷意見は、Swain 判決が人種差別を主張する被告人に過度に重い立証責任を課したために検察官の無条件忌避権行使が事実上審査の対象となっていないとして、立証の枠組みを見直すと述べる⁵³⁾。

Batson 判決が示す判断枠組みは次のとおりである。まず、被告人は、当人の事件における検察による無条件忌避権行使に関する証拠のみによって差別的な陪審選出の一応の証明を果たすことができる。この証明が果たされたかどうかを判断するに際して、事実審裁判所は、忌避権行使のパターンやヴォワール・ディールにおける検察官の質問のような、関連するすべての状況を検討する。被告人が一応の証明を果たしたなら立証責任が転換し、黒人陪審候補者を忌避したことについて検察が人種中立的な理由を述べなければならない。このことによって無条件忌避権の裁量的な性質が損なわれるが、検察の提示する理由が理由付き忌避を成立させるほどに高い水準である必要はない。にもかかわらず、検察官は、候補者が被告人と同じ人種だから被告人に同情しそうだというような理由を述べることによって反証責任を果たすことはできない。検察官は、事件に関連する中立的な理由を述べなければならない。事実審裁判所は、被告人が意図的な差別の立証を果たしたかどうかを最終的に判断する⁵⁴⁾。

52) 476 U.S. at 82-84.

53) 476 U.S. at 87-93.

54) 476 U.S. at 96-98.

Ⅲ. マーシャルの予言

最高裁はこうして、Swain 判決が被告人に課した極めて厳しい立証の枠組みを放棄して、当該事件における無条件忌避権行使のあり方だけを証拠として、検察官による人種差別的な忌避権行使があったかどうかを判断することを可能とした。この点で Batson 判決は画期的なものである。Batson 判決の趣旨は、性に基づく忌避権行使にも、ヒスパニック系の陪審候補者に対する忌避権行使にも、被告人による忌避権行使にも、民事事件における忌避権行使にも、白人が被告人である事件における黒人陪審候補者に対する忌避権行使にも、適用された⁵⁵⁾。無条件忌避権の差別的な行使に対する最高裁の決然たる姿勢をうかがわせる展開である。しかし、Batson 判決の枠組みは、後述のとおり有効に機能しているとは評価できない。その原因は、すでに Batson 判決の補足意見においてマーシャル裁判官が指摘していた。

マーシャルは第一に、黒人の陪審候補者が1人か2人しかいなかった場合には、検察が彼らをすべて排除しても、差別的な無条件忌避権の行使とは認定されないであろうこと、つまり、差別的な選出が容認されうる水準であれば検察は黒人陪審候補者を排除できるという問題を指摘する。この指摘は、無条件忌避権行使の回数が同じであっても、少数者を排除することが容易であること、つまり、両当事者が対等な立場に立っているわけではないことを明瞭にする点で重要である。

マーシャルは第二に、被告人が一応の証明を果たしたとしても、検察が主張する中立的な理由を裁判所が評価することが困難であると指摘する。検察官は、人種中立的な理由を容易に述べることができるということである。

マーシャルは最後に、無意識的な差別の問題を指摘する。検察官の意識的、

55) J. E. B. v. Alabama ex rel. T. B., 511 U.S. 127 (1994); Hernandez v. New York, 500 U.S. 352 (1991); Georgia v. McCollum, 505 U.S. 42 (1992); Edmonson v. Leesville Concrete Company, 500 U.S. 614 (1991); Powers v. Ohio, 499 U.S. 400 (1991). これらの判決について整理した邦語文献として、松田 2015: 183-92を参照。

または潜在的な人種主義は、ある黒人陪審候補者が不適格であるという結論を容易に導きうる。裁判官も同様のリスクを免れない。すべてのレベルの人種差別主義に直面して、これを克服する必要があるが、すべての人がそうすることをできるかどうか、疑わしい。マーシャルは、南北戦争の終結から114年後の現在（Batson 判決当時）も、社会全体でも、司法においても、人種差別は生活の中の事実であり続けているというのである⁵⁶⁾。

マーシャルは Batson 判決によっても人種差別的な無条件忌避権行使が十分に抑止されないことを予言した上で、解決策として、無条件忌避権の廃止を提示している⁵⁷⁾。マーシャルの予言は当たったのであろうか。

まず、マーシャルの懸念の一つ目、すなわち、そもそも陪審候補者の中で黒人が少ない場合には黒人の排除は容易であるという点については、すでに述べたとおり、カリフォルニア州のように住民の人種の多様性の高い州においても、陪審候補者名簿を作成するための資料として、黒人やヒスパニックが不十分にしか掲載されていない有権者名簿と自動車運転免許証保有者名簿だけしか用いられていないという問題があり、十分な対応がなされているとは言い難い⁵⁸⁾。

A. 人種中立的な理由の提示

マーシャルの二つ目の指摘に関連して、黒人陪審候補者への無条件忌避権行使は、一部の地域では明示的な方針として採用されていたことが判決の中でも指摘されている。Batson 判決においてマーシャルは、テキサス州ダラス・カウンティの検察官の教本が、少数者集団のすべてのメンバーを排除するよう陪審選出手続で行動するよう検察官にアドバイスしていたことを指摘する。1983年から84年までのダラス・カウンティにおける100件の重罪事件の陪審選出手続において、検察官は黒人陪審候補者467名のうち405名に対して無条件忌避権を行使したのである。このため、白人候補者の2人に1人が陪審員に選出され

56) 476 U.S. at 105-06 (Marshall, J., concurring).

57) 476 U.S. at 107-08 (Marshall, J., concurring).

58) 註16参照。

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

たのに対して、黒人候補者は10人のうち1人しか選出されなかった⁵⁹⁾。

こうした状況は判決後に改善されたのであろうか。十分に改善されていないという指摘が多い。カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクールの死刑クリニック（Death Penalty Clinic）が2020年に公表した報告書が、この問題を詳細に分析しているので紹介したい⁶⁰⁾。

報告書によれば、検察官は、人種差別的な無条件忌避権行使は許されないという Batson 判決の理念に従おうとしなかった。Batson 判決の一年後、フィラデルフィアの地区検事補は、黒人陪審候補者に徹底的に質問して、人種以外の理由で黒人候補者に対して忌避権を行使したと説明できるようにすることによって判決を回避するよう部下に教えた。1995年のノース・カロライナ州の地区検事研修プログラムで配布された資料には、不適切な服装、身体的外見、態度の悪さ、ボディ・ランゲージ等、Batson の適用を回避するためのあいまいな理由が列挙されていた。こうした現象は全米に見られるという⁶¹⁾。

Batson 判決の枠組みでは、差別的な忌避権行使についての一応の証明がなされても、検察官が人種中立的な理由を述べて、それを裁判官が認めれば忌避権行使は有効とされる。刑事司法制度と刑事法の執行について否定的な見解を持つ黒人陪審候補者に対して検察は頻繁に忌避権を行使する。カリフォルニア州最高裁は繰り返し、こうした理由が人種中立的であり、Batson 判決の第二段階の説明として有効であると判示してきた⁶²⁾。

刑事司法に不信感を持っている陪審候補者を、予断偏見ある者として排除することは、一見すると合理的であるように見える。しかし、表面上は人種中立的に見える刑事司法への信頼度という基準は、黒人をより多く排除する結果をもたらす。白人が刑事司法を信頼する傾向を有するのに対して、多くの黒人は刑事司法に対して不信感を持っているからである。そして、黒人が刑事司法を

59) 476 U.S. at 104 (Marshall, J., concurring).

60) Semel et al. 2020.

61) Semel et al. 2020: 36.

62) Semel et al. 2020: 36.

信頼できない原因は、アメリカの刑事司法が歴史的に人種差別的に執行されてきたという現実にある⁶³⁾。

南北戦争を経て奴隷制が廃止されても、白人至上主義は継続した。南部の白人は黒人を抑圧するために刑事司法に目を付けた。奴隷制を廃止した第13修正が犯罪に対する罰として以外の奴隷制度を禁止するという文言を採用していたことから、浮浪 (vagrancy) のようなあいまいな行為を犯罪とするなどして、黒人を対象として執行したのである。こうして収監された黒人は囚人貸出 (convict leasing) 制度によって労働力を搾取された⁶⁴⁾。

19世紀末から20世紀の初めごろには、多くの黒人がリンチによって処刑された。リンチが衰退すると、公式の刑事司法において多くの黒人が処刑された。公式の裁判はリンチと同じように黒人を抑圧する機能を果たしたのである。黒人が死刑に反対する傾向を有するのは、リンチとその後の時代の死刑制度の運用方法に起因する⁶⁵⁾。

20世紀を通じて、黒人は過剰に罰せられてきた。このことは南部に限られない全米の現象である。差別的な執行の結果、黒人が犯罪を犯すというステレオタイプが強化されて、いっそうの差別的執行を正当化した。公民権運動後も、「法と秩序」といった言葉で白人至上主義が含意された。その後厳罰化が進み、刑事司法の予算と囚人は増加した。黒人男性はアメリカの男性のおよそ13%であるが、1年以上の刑に服する男性の囚人の35%近くが黒人である。2001年に生まれた黒人男性の3人に1人が一生のうち一度は収監されると予想されている。黒人が州の刑務所に収容される可能性は白人のそれの5.1倍である。2010年には、アメリカの成人の8%が重罪について有罪とされたことがあったが、黒人男性についてはその割合は33%であった⁶⁶⁾。

黒人が実際に多くの犯罪を犯しているとしても、刑事法が差別的に執行され

63) Semel et al. 2020: 37.

64) Semel et al. 2020: 37-38.

65) Semel et al. 2020: 38.

66) Semel et al. 2020: 39.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

ていることも事実である。黒人は白人やヒスパニックよりも、道路や歩道で警官に呼び止められる割合が高い。停止させられると、黒人ドライバーは白人ドライバーよりも捜査・逮捕の対象となる割合がずっと大きい。黒人は警官による暴力の被害者となることが多い。警官は停止を求めたときに、黒人とヒスパニックに対して、白人に対するよりも高い割合で実力を行使する。警官と遭遇したときに黒人男性が死亡する確率は、白人男性と少年が死亡する確率の2.5倍である。黒人男性1000人に1人が警察によって殺される⁶⁷⁾。

別の研究によれば、黒人ドライバーが取締りを受ける場合、白人ドライバーの2倍以上の確率で、走行中の交通違反ではなく、裁量度が高い自動車の設備に関する違反で取締りを受けている。また、こうした取締りには、黒人や低所得者を狙い撃ちにした歳入強化策という側面もある。マイケル・ブラウン氏の射殺事件で注目されたファーガソン警察署は、自治体の財源とするために、警察官には違反切符を切るノルマを課していたことが連邦政府の調査によって報告されている⁶⁸⁾。

アメリカの刑事司法は白人と黒人を別々に扱っている。黒人の公判前勾留率は、同種の犯罪で起訴された白人の4倍である。その一因は、職業の安定性、逮捕歴など、保釈金額を算定するための基準が、若い黒人男性にとって不利に働くからであるとされる。黒人男性の被告人に課せられる保釈金は、白人の被告人に課せられる保釈金よりも35%高いとされている⁶⁹⁾。連邦検察官は（法定刑の下限を下回る刑の言い渡しを認めない）必要的最低刑を伴う犯罪について、白人のおよそ2倍の確率で同じような状況にある黒人を起訴する。州の検察官も、常習犯罪者法に基づいて、白人よりも黒人をより多く起訴する。裁判官も、犯罪の深刻さ、犯罪歴、教育レベルをコントロールしてもなお、有色人種に実刑を宣告することが多いし、有色人種により重い刑を宣告する傾向にある⁷⁰⁾。

67) Semel et al. 2020: 39-40.

68) エバーハート 2020: 118。

69) エバーハート 2020: 124-125。

70) Semel et al. 2020: 40.

黒人を含む有色人種の警察との接点に関連して、連邦最高裁のソトマイヨール裁判官——はじめてのヒスパニック系の最高裁裁判官である——は2016年の第4修正に関する判決において、次のように述べている。

…有色人種がこの種の捜査の被害をより多く受けていることは明白である。何世代にもわたって、有色人種の親は子供に対して「教え」(the talk)——決して街中で逃げてはいけなく、常に自分の手を警官に見えるようにする、他人に口答えすることを考えるだけでもいけない——を与えてきた。これらはすべて、銃を持つ警官がどのように反応するのかについての懸念からのものである⁷¹⁾。

心理学者のエバーハートは、さらに進んで次のように述べる。「両手を上げなさい」と言っても撃たれるかもしれない。「礼儀正しくしていなさい」と言っても撃たれるかもしれない。黒人の息子がいる親ならだれでも、息子が国に殺されるかもしれないという恐怖、そしてそれを防ぐ手段がないという恐怖を感じているというのである⁷²⁾。

警察との経験の人種間の違いは、司法制度への信頼感として表面化する。たとえば、死刑制度を支持する黒人が36%であるのに対して、白人の支持率は59%である。死刑を支持する黒人が少ないことは、死刑量刑を判断する陪審からより多くの黒人が排除されることを意味する。刑事司法における有色人種の扱いが重要な問題であると考える黒人が80%近くに上ったのに対して、そのように考える白人は30%以下でしかない⁷³⁾。

刑事司法が人種差別的に執行されているために、「新しいジム・クロー」とか、「奴隷制度」の復活といったように、現代のカースト制度として観念され

71) Utah v. Strief, 579 U.S. 232, 254 (Sotomayor, J., dissenting) (2016).

72) エバーハート 2020: 60-61。

73) Semel et al. 2020: 40-41.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

る⁷⁴⁾。

白人の刑事司法への信頼よりも、黒人の信頼はずっと低い。そしてそのことは、黒人の歴史的経験からも、現代における差別的な刑事司法の現実からも、十分に理由のあることである。しかし、まさにこのことが、検察が無条件忌避権を黒人に対して行使する理由となる。黒人のような特定の集団が偏見を有するという想定に基づいて無条件忌避権を行使することは許されない。このことは Batson 判決によって確認されている⁷⁵⁾。しかし、検察は職業、学歴、年齢など、人種以外の属性を使うことによって、結果として人種を理由とする忌避権の行使が可能となるような訓練を行っている。

死刑クリニックの報告書によれば、カリフォルニア州の多くのカウンティにおける検察の教本は、黒人を排除する結果をもたらしている。そのプロセスは次のとおりである。第1に、検察は検察に有利な判断をしてくれそうな陪審員——中流階級、中年の住宅所有者、伝統的な生活様式を好む者、学歴が高い者、専門職に就いている者といった例があげられる——を残すために、ある種の候補者——社会規範によって周縁化された者、普通でない者、奇妙な者、本人か家族が過去に逮捕されたか有罪とされた者、被告人に同情しそうな職業に就いている者といった例があげられる——については、慎重になるように勧める⁷⁶⁾。

報告書によれば、ほとんどすべての教本は、学歴が低い人々、ブルー・カラー労働者、犯罪歴のある者のような、黒人が比較的多い集団に属することを理由として忌避権を行使することが許されることを強調している。このような理由で排除される者には多くの黒人が含まれるが、表面上は人種中立的な特徴に依拠すれば、Batson 判決に基づく異議申立てを免れることができると想定しているのである⁷⁷⁾。

74) Semel et al. 2020: 43.

75) Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79, 87 (1986).

76) Semel et al. 2020: 44-45.

77) Semel et al. 2020: 45.

教本はさらに、直感 (gut instincts) に従うべきことを強調する。ある候補者に対して忌避権を行使するべきかどうか迷うようなら、直感に従って排除しなさいというのである。直感のなかに無意識の人種差別が入ってくる可能性は十分にある。直感への依拠は、検察官自身が気付かないうちに、人種に基づく潜在的な偏見に基づいて忌避権を行使する誘因となる。陪審候補者の服装とか振る舞い、態度についての直感的判断は、無意識の人種差別と親和性が高い。黒人候補者の服装に違和感を覚える白人検察官が、似たような服装をしている白人候補者には違和感を覚えないことは大いにありそうである。Batson 判決の枠組みの下では、検察官は、無意識の人種差別によって黒人候補者を排除しても、服装や態度についての直感的な判断を行ったという説明をすることが可能なのである⁷⁸⁾。

検察官の教本には、Batson 判決の枠組みにおいて一応の証明がなされた場合に検察官が提示を求められ、裁判所が認めた人種中立的な理由が列挙されている。ある教本は、候補者を忌避した人種中立的な16の理由を列挙した上で、それらに加えて振る舞いに関連した18の説明を例示している。いずれの理由についても、上級審が人種中立的な理由として是認した意見が広範に引用されている。報告書は、似たような教本を多数引用する⁷⁹⁾。

教本は、人種中立的な理由を数多く述べることを検察官に勧める。多くの理由を提示すれば、事実審にせよ上級審にせよ、忌避された陪審候補者と忌避されなかった陪審候補者を比較する場合に、同じような陪審候補者だったと判断する可能性が低いと想定しているからである。候補者によって異なる質問をしたという批判に反論するために陪審候補者への質問書を活用すること、候補者間の相違を見つけるために候補者の振る舞いについてメモを取ること、直感的な判断について詳細な表現をとること (振る舞いに基づく忌避についての18の容認される説明を用いることによって達成可能)、より好ましい外見の陪審員を確保するためといった、ヴォワール・ディール全体の戦術にかかわる理由を

78) Semel et al. 2020: 47-49.

79) Semel et al. 2020: 49-50.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

述べることを検察官に勧める教本もある⁸⁰⁾。

こうした教本や研修はカリフォルニア州にとどまらない。ノース・カロライナ州の地区検事会議（North Carolina Conference of District Attorneys）が1995年から2011年までに開催した研修では、いかにして裁判官による審査を回避しつつ黒人の陪審候補者に対して忌避権を行使するかを教えていた。テキサス州の地区検事協会（Texas District and County Attorney Association）の2004年の公判技術コースでは、黒人陪審候補者への忌避権行使を正当化するために、ゴスペルのテレビ番組を視聴するかとか、O・J・シンプソン事件の評決についての見解を尋ねることを奨励していた⁸¹⁾。

このように、Batson 判決以降、Batson 判決の適用を回避するために詳細な教本が作成されており、検察官の研修等で回避のためのテクニックが共有されている。Batson 判決の理念をテクニカルに回避することによってその実質的な有効性を最小限に留めるべきであるという考えが共有されているのである。公平な陪審による公平な判断という本来の陪審裁判の理念は、この文献では実質的には放棄されていると評価するべきであるように思われる。

B. 無意識の人種差別

前述のとおり、マーシャル裁判官は Batson 判決の反対意見において、無条件忌避権の規制がうまくいかない第三の根拠として、無意識の人種差別意識を指摘した。

法律家が、自らの動機が合法的なものであることを自身に納得させるために、自らにうそをつくことさえありうる。検察官は自身の意識的・無意識的な人種差別主義によって、ある黒人陪審候補者が「気難しい」とか「よそよそしい」という結論に容易に到達するだろう。裁判官は自身の意識的・無意識的な人種差別主義によって、こうした説明を十分に根拠があるものとして

80) Semel et al. 2020: 51.

81) Equal Justice Initiative 2021: 43.

受け入れるだろう⁸²⁾。

Batson 判決は、人種差別的な無条件忌避権行使について、その他の領域の判決と同じように、意図的な差別が禁止されるという立場をとっている⁸³⁾。もちろん、行為者が差別意図を正面から認めない限り絶対に意図的な差別が立証されないというわけではない。統計的なデータから差別意図を推測することは可能である。しかし、検察官自身や検察官の差別意図を判断する裁判官が無意識の人種主義にとらわれているならば、意図的な差別の立証は困難であるというのがマーシャルの指摘である。

Batson 判決におけるマーシャルの上の見解は、人間の行動に関する心理学的な認識についても先駆的だったと評価できる。現在の心理学では、潜在的な偏見が人間の行動に大きな影響を及ぼすことが議論されている。潜在的な偏見の存在は、法理論と法実務に対して重要な問題を突き付ける。法における差別の理論は、行為者が明示的な信念、態度、意図に基づいて行動することを前提としているからである⁸⁴⁾。

ある心理学研究によれば、人種や性などの集団に対して自身が中立的であると答えた被験者が42%だったところ、そう答えた被験者のうち、潜在的連想テスト (Implicit Association Test) によって客観的に中立的であると判定されたのは18%しかいなかった。このことは、明示的な偏見よりも潜在的な偏見の方がずっと大きな影響力を持ちうることを意味する⁸⁵⁾。

認知心理学によれば、人間の脳は、無意識的な認知作用によって生み出される判断を行い、その判断を正当化することに長けている。人間は最初の判断を素早く下し、それに反する証拠を探すのをためらう⁸⁶⁾。ある認知心理学者は、

82) Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79, 106 (Marshall, J., concurring) (1986).

83) 雇用差別に関する Washington v. Davis 判決は、平等条項においては意図的な差別が問題となると判示した。426 U.S. 229, 238 (1976).

84) Greenwaldt & Kriegert 2006: 951.

85) Greenwaldt & Kriegert 2006: 955.

86) ハイト 2014: 82-93.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

認知的錯覚は克服困難であり、また、専門家が専門的思考を怠り、問題そのものを置き換えて、より簡単な問題に答えて済ます、しかも、問題を置き換えたことに気づきもしない状況があることを指摘する⁸⁷⁾。心理学におけるこうした知見は、検察官が直感的にマイノリティの候補者に対して無条件忌避権を行使して、その後で人種中立的な理由を作り出し、自分自身を納得させるという、直感的判断と事後的な理由付けのプロセスに妥当するようと思われる。

C. 忌避権行使についての実証的データ

無条件忌避権を行使したことについての人種中立的な説明が容易であり、意識的・無意識的な人種差別が無条件忌避権の人種差別的行使の抑止を難しくするというマーシャルの想定は、上述のように、十分に理由のあるものと思われる。では、Batson 判決は現実にもどのように機能しているのだろうか。やはり死刑クリニックの報告書がカリフォルニア州における Batson 判決に基づく異議申立てについて、包括的にデータを整理しているので、まずはこれを紹介したい。

報告書では、Batson に基づく異議申立てについての州控訴裁判決683件を対象として調査している。調査期間は2006年から2018年の12年間である。Batson 判決に基づく異議申立ての実に98%が弁護側によるものであった。これら670件のうち、71.6%（480件）が黒人陪審候補者への検察による無条件忌避権行使に対する異議申立てであり、ラテン系陪審候補者、アジア系陪審候補者、白人陪審候補者に対する忌避権行使が問題とされたのは、それぞれ190件、23件、3件であった⁸⁸⁾。このデータは、無条件忌避権の人種差別的な行使が、圧倒的に黒人陪審候補者（とラテン系陪審候補者）が排除される問題として表面化していることを浮き彫りにする。

検察官が提示する人種中立的な理由は、おおむね次の6つに分類される⁸⁹⁾。

87) カーネマン 2014: 29-31, 55。

88) Semel et al. 2020: 13.

89) Semel et al. 2020: 14.

- a. 警官と接触した経験がある
- b. 警察への不信感を表明するか、警察がレイシャル・プロファイリングを行っていると感じていることを表明する
- c. 犯罪歴のある人物と近い関係にある
- d. 犯罪の多い地域に住んでいる
- e. 婚外子を有している
- f. 態度や表情に問題がある

黒人の多くはこれらの説明に該当しうる。警官は黒人をより多く停止させ、身体を検査する。アメリカの刑事司法が人種差別的に執行されてきたと信じるべき理由は十分にある。黒人の逮捕者、受刑者は多い。黒人の婚姻率はこの半世紀で顕著に低下している。低下した理由として、黒人男性の受刑率の高さが指摘されている⁹⁰⁾。態度や表情については、無意識の人種差別と結びつきやすいことは容易に想像できる。

報告書によれば、こうした Batson 判決に基づく無条件忌避権行使に対する異議申立てについて、州控訴裁判所は圧倒的に忌避権行使の正当性を認める傾向にあった。州最高裁が Batson 判決に基づく異議申立てを認めたのは、過去30年間で2.1%に過ぎない。控訴裁判所は、報告書の調査期間である2006年から2018年までの12年間に Batson 判決に基づく異議申立てを2.6%しか認めなかった。無条件忌避権行使の現場での差別に関する事実審裁判官による判断を上級審が尊重するのは当たり前と言えれば当たり前のことなので、この数字から一概に Batson 判決の無条件忌避権規制ルールが適切に機能していないという結論を導くことには異論があるかもしれない。しかし、報告書によれば、第9巡回区連邦控訴裁判所は、1993年から2019年までの間に、Batson 判決違反があったと主張されたカリフォルニア州からの事件のうち、15%でこうした主張を認めた⁹¹⁾。このことは、連邦裁判所が Batson 判決についてより適切に機能

90) Banks 2011: 30-33.

91) Semel et al. 2020: 23-25.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

していることを意味するのかもしれないが、連邦裁判所が受け付けた事件の数が少ないことを考えれば（州控訴裁が12年間で683件、第9巡回区連邦控訴裁は27年間で140件）、州裁判所で完結するほとんどの事件において、Batson 判決の理念の実現に消極的な州裁判所が実質的に支配的な役割を果たしてきたと評価する方が現実的であるように思われる。それどころか、州裁判所と連邦裁判所のいずれもが人種差別的な忌避権行使を有効に抑止できていないという可能性を否定することができない。

報告書のほかにも、人種差別的な無条件忌避権行使が抑止されていないという研究は多い。2018年に公表された研究によれば、学術雑誌に掲載された Batson 判決の有効性に関する7つの研究すべてが、検察官が黒人陪審候補者を排除するために無条件忌避権を不均衡に多く行使している点で一致している⁹²⁾。学術雑誌に掲載された研究成果以外にも、ウェブ上で調査結果を公表する例もある。いくつかの研究・調査結果を確認したい。

2011年から2015年までのルイジアナ州における5千件以上の刑事陪審裁判についての調査によれば、調査対象事件の陪審候補者の人種構成は、白人が67.4%で、黒人が26.4%であった。検察官が行使した無条件忌避権の46.7%が白人候補者に対するものであり、46.2%は黒人候補者に対するものであった。この点だけでも検察官が黒人候補者を狙い撃ちにしていることが明瞭であるが、被告人の人種が白人か黒人かによって、検察官の忌避権行使のパターンが異なるという。すなわち、白人が被告人の事件においては、候補者の人種構成が白人74.4%、黒人20.1%であるところ、検察官は白人候補者を排除するために無条件忌避権の63.3%を、黒人候補者を排除するために29.0%を行使した。他方、黒人が被告人である事件においては候補者の人種構成が白人65.8%、黒人28.3%であるところ、検察官は白人候補者を排除するために無条件忌避権の42.5%を、黒人候補者を排除するために、51.1%を行使したのである⁹³⁾。検察官は、白人が被告人である事件では必ずしも黒人候補者を狙い撃ちにして忌避

92) Frampton 2018: 1624-25.

93) Frampton 2018: 1625-29.

権を行使していないようだが、黒人が被告人である事件において、黒人候補者に対して集中的に無条件忌避権を行使していることがわかる。黒人陪審員が黒人被告人に同情的な判断を行うことを懸念してのことであろう。

1981年から1997年までのフィラデルフィアにおける死刑を科しうる犯罪の公判317件を検証した研究によれば、人種とジェンダーを理由とした無条件忌避権行使が広く見られた。最高裁の規制の効果は不十分であり、弁護側よりも検察側の方が陪審の構成を巧みにコントロールしていた⁹⁴⁾。

Batson 判決以降のノース・カロライナ州における死刑を科しうる犯罪の公判173件（1990年から2010年まで）において、検察官は黒人陪審候補者の52.6%を無条件忌避権によって排除したが、その他の人種の陪審候補者のうち検察官の無条件忌避権によって排除されたのは25.7%であった。この研究でも被告人が黒人である事件において検察官は黒人陪審候補者を忌避していた。すなわち、被告人が黒人ではない事件において黒人陪審候補者が検察に忌避される割合は51.4%であったが、被告人が黒人である事件において黒人候補者が検察に忌避される割合は60.0%であった⁹⁵⁾。

1992年から2017年までのミシシッピ州の225件の刑事裁判についての調査によれば、検察官は無条件忌避権を、白人陪審候補者に対する4.5倍の頻度で黒人陪審候補者に対して行使した⁹⁶⁾。

Batson 判決が下された1986年から1993年までに公表された連邦・州裁判所の民事刑事双方の事件についての包括的な調査によれば、Batson 判決に基づく異議申立て1156件のうち1101件（95.24%）は刑事被告人によるものであり、無条件忌避権の人種差別的な行使が検察官の問題であることを浮き彫りにする。異議申立てが認められる割合は、刑事被告人による場合で15.87%、全体では17.59%であり、異議が認められないことが圧倒的に多い。無条件忌避権の人種差別的な行使の対象となったと主張される人種集団については、黒人が

94) Baldus et al. 2001: 10.

95) Grosso & O'Brien 2012: 1533, 1548-50.

96) Craft 2018: 2.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

87.38%と、圧倒的に多い。Batson 判決に基づく異議申立てが最終的に認められる割合は、連邦裁判所で10.7%、州裁判所で18.78%である⁹⁷⁾。

これらのほかにも、Batson 判決後も検察官が無条件忌避権を黒人陪審候補者に対して高い割合で行使しており、Batson 判決の枠組みではこうした状況を改善することは見込めないという研究・主張は多い⁹⁸⁾。

最高裁は1986年に Batson 判決を下して以来、強く人種差別的な意図が推測される事件を取り上げて、下級審の決定を破棄差戻しとすることはあったものの、Batson の枠組み自体を見直そうとはしていない。たとえば、最高裁は2016年にジョージア州の検察官が人種差別的に無条件忌避権を行使したとされる事件を取り上げた。この事件では州裁判所が被告人への救済を認めなかったが、陪審候補者リストに掲載された黒人が特定できるようにされているといった事情があったことから、最高裁自らがこうした証拠を踏まえた上で、破棄差戻しとした⁹⁹⁾。しかし、最高裁は Batson 判決の枠組み自体は問題としていない。

3年後、最高裁はいっそう深刻な事件を扱った。1996年にミシシッピ州で犠牲者4名のうち3名が白人（もう1人は黒人）という殺人事件が発生した。黒人被告人 Flowers が6回も陪審審理を受けたが、白人検察官が無条件忌避権を黒人候補者を排除するために行行使して、6回の公判すべてにおいてほとんど白人ばかりの陪審を確保した。6回の公判を担当した検察官は同一の白人である。現地ウィノナの人口のうち黒人が約53%だったが、検察は黒人の陪審候補者に対して無条件忌避権を行使することによって6回の公判すべてにおいて白人が非常に多い陪審を確保した。陪審が有罪と判断すると Batson 違反などの理由で有罪が破棄され、あるいは、陪審が評決に到達することができなかつたりしたが、6回目の公判では白人11人、黒人1人の陪審が有罪評決に到達し、

97) Melilli 1996: 456-66.

98) こうした文献については、Semel et al. 2020: 82-84 n. 2; Sloan 2020: 235 n.7 等を参照。

99) Foster v. Chatman, 578 U.S. 488, 493-95 (2016).

死刑を宣告した。この際の陪審選出手続について、州最高裁は検察が述べた人種中立的な理由は有効であり、Batson 違反は認められないとした¹⁰⁰⁾。この判断に対して、連邦最高裁が裁量上訴の申立てを受理して、自ら裁判記録を詳細に検討した上で、Batson 違反を認定したのである。

最高裁はこの事件において、自ら陪審選出手続の記録を精査して、Batson 判決に違反すると判示したが、Batson 判決の枠組み自体を維持している¹⁰¹⁾。カバノー裁判官執筆の法廷意見は、Batson 判決について、黒人が被告人である事件において検察官がすべての黒人陪審候補者を当たり前に忌避しうる（しばしばする）広範に見られた慣行を終わらせたと評価している¹⁰²⁾。確かに、「すべての黒人候補者」を忌避することは減ったのかもしれない。しかし、本稿でこれまでに検討した様々な研究に鑑みれば、Batson 判決の枠組みによって人種差別的な無条件忌避権行使を抑止するという目的を達成することが非現実的であることは明らかであろう。

D. 陪審の人種構成と評決の関係

最高裁はなぜ Batson 判決そのものを見直そうとしないのであろうか。最高裁が陪審以外の事件においても平等保護条項における人種差別の意図を重視していることはすでに指摘したが、それとは別に、最高裁は Batson 判決とそれに連なる一連の判決において、陪審の人種構成が評議と評決の内容・結果に影響を及ぼさないと想定していることが指摘されている¹⁰³⁾。検察が教本を作成してまで忌避権行使の指針を提供しているのは、だれが陪審員を務めるのかによって評決の結果が左右されることを前提としてのことであろう。検察が考慮する陪審候補者の属性には当然人種も含まれるはずである。しかし、陪審の人種構成が裁判結果に影響することを最高裁が正面から認めてしまえば、

100) Flowers v. Mississippi, 139 S. Ct. 2228, 2234-36 (2019).

101) 139 S. Ct. at 2236-37, 2240-51.

102) 139 S. Ct. at 2242.

103) Muller 1996: 101-03.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

Batson 判決をそれ以前の事件に対して遡及的に適用するといった必要が生じるかもしれない¹⁰⁴，人種差別が争点となりうる事件では積極的に多人種陪審を選出する必要が生じるかもしれない。

それでは，陪審の人種構成が評決の内容や結果に影響を及ぼすのであろうか。筆者自身かつてこの問題についてある程度整理したことがある。その際，統計的アプローチと実験的アプローチに分けて様々な研究を整理した上で，特定の人種の陪審が同人種の被告人または被害者に有利な判断を下すことが異論の余地なく立証されるわけではないかもしれないが，ある程度の関係性があると結論した¹⁰⁵。この問題について，その後公表された研究も踏まえて，あらためて検討してみたい。

Nancy J. King は，この問題についての一連の研究から，陪審員の人種が評決に影響すると主張する¹⁰⁶。より具体的には，白人陪審員は黒人陪審員よりも，黒人が被告人である事件において厳しいが，黒人が被害者である事件においては寛容である¹⁰⁷。また，被告人の証言と警官の証言が異なる場合には，黒人陪審員は白人陪審員よりも警官の証言を信じない傾向がずっと強い¹⁰⁸。King は，黒人が弁護士である場合や，陪審が量刑判断を行う場合にも，人種によって異なる判断傾向があると述べる¹⁰⁹。

非全員一致陪審が黒人陪審員の無罪票の影響力を排除する効果を持つという研究が存在することは前述のとおりだが¹¹⁰，このことも，陪審の人種構成が評決の結果に影響を及ぼしうることを裏付ける。

別の心理学研究によれば，白人だけの陪審は被告人が黒人の場合よりも白人の場合において，より正確に事実についての議論を行う。他方，黒人を含む陪

104) 最高裁は Batson 判決の遡及適用を否定している。Allen v. Hardy, 478 U.S. 255 (1986).

105) 勝田 1997: 79-85。

106) King 1993: 99.

107) King 1993: 85.

108) King 1993: 88.

109) King 1993: 88-89, 95-98.

110) Frampton 2018: 1637.

審では、被告人の人種による差は消滅する¹¹¹⁾。このことは、白人陪審員が黒人被告人にさして大きな関心を持たないことを意味するのであろう。

死刑陪審プロジェクト (Capital Jury Project) による全米の相当数の州を対象とした大規模な調査 (353件の陪審審理に参加した1198人の陪審員を対象としたインタビュー) によれば、白人男性の陪審員は黒人男性の陪審員よりもはるかに黒人被告人が危険であると考える傾向にある。白人女性の陪審員は黒人女性の陪審よりもはるかに黒人被告人の感情的混乱を認めようとしないう傾向にある。白人陪審員は男女ともに、被告人が黒人で被害者が白人である事件において、軽減事由についての主張と証拠の受容については黒人陪審員よりもはるかに消極的である¹¹²⁾。

カリフォルニア州における被験者539名の死刑量刑判断にかかわる研究では、黒人被告人が救いがたく、より冷血で、改悔しにくく、それゆえ再犯の可能性が高いとみなす傾向が白人に強いことが確認された¹¹³⁾。死刑量刑については、白人が被害者で黒人が被告人である状況で、白人陪審員が黒人被告人を厳しく評価する傾向は、多くの研究で広く認められていると評価してよいように思われる¹¹⁴⁾。

陪審の人種構成が評議の内容と評決の結論に影響を及ぼしうることは、逸話的な証拠からも裏付けられる。全員白人の陪審は、白人被害者に対する犯罪で起訴された黒人被告人に対して十分な関心を持たず、懲罰感情をむき出しにする。このことは、人種関係が厳しかった20世紀前半に限られるわけではない、人種偏見が評決に影響を及ぼすことを示す逸話的証拠は少なくない。

前述の *Flowers v. Mississippi* 判決に至る公判の人種構成と評決に注目してみよう。4人の犠牲者 (うち3人は白人) を殺害したとして起訴された黒人被

111) Peter-Hagene 2019: 243-44.

112) Bowers et al 2004: 1500, 1531-32.

113) Lynch & Haney 2011: 91-92

114) 本稿で引用した研究のほかに、Equal Justice Initiative 2021: 99 n.223 で引用されている文献を参照。

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

告人の6回の公判の人種構成と結論は次のとおりである。

表：Flowers の陪審の人種構成¹¹⁵⁾

	白人数	黒人数	評決
第1回	12	0	有罪・死刑
第2回	11	1	有罪・死刑
第3回	11	1	有罪・死刑
第4回	7	5	評決不能
第5回	9	3	評決不能
第6回	11	1	有罪・死刑

これら6回の陪審の人種構成に注目すれば、黒人がそれぞれ5人、3人選出された第4回、第5回公判では全員一致に至らず評決不能となったが、全員白人か黒人が1人しか選出されなかったその他の公判では陪審は有罪・死刑評決に到達している。この事件における警察と検察の証拠の扱いにかなり問題があった——直接証拠がないのに被疑者を特定する、他の被疑者を指し示す証拠を無視する、疑わしい密告を重視する（しかも密告は後に撤回されている）、凶器と思われる銃を検察官が紛失するといったことがあった¹¹⁶⁾——こと、そして犠牲者の3人が白人であったことを考慮すると、陪審の人種構成と白人陪審員の人種偏見が評決に影響を及ぼした一連の事例であると評価することができる。この事件の最初の公判が1990年代に行われ、以来21世紀に入ってからこうした公判が繰り返されてきたこと——6回目の公判は2010年に行われている——には、驚きを禁じえない。

2017年の Peña-Rodriguez v. Colorado 判決では、連邦最高裁は評議においてヒスパニック系アメリカ人に対する人種偏見を表明した陪審員がいたことを問題視して、このような発言について同僚の陪審員が評決後に証言してもこれを考慮しないとした州裁判所の判断を退けている¹¹⁷⁾。このことは、人種偏見

115) 139 S. Ct. 2228, 2236-37.

116) Epps 2019.

117) 580 U.S. 206 (2017).

論 説

を有する陪審員が評議において偏見を公言することを抑止する必要があることを意味するであろう。そして、そのための方法の一つが、偏見の対象となる人種の陪審員の参加である。真に強い偏見を有する陪審員は、自身と異なる人種の陪審員の面前での差別的な発言を控えて、実際には偏見に基づく行動をとるという議論もあるかもしれない。しかし、だからといって、偏見の対象となる陪審員の参加が無意味であるということにはならないであろう。

1976年に白人女性をレイプした上で殺害したとして起訴された黒人男性を被告人とする事件では、全員白人の陪審が罪責について2時間足らずで有罪と判断し、量刑については1時間足らずで死刑と判断した。しかし2018年にDNA型判定を実施した結果、被告人の無実が証明され、有罪判決は破棄された¹¹⁹⁾。

上の諸事件は、人種偏見に関連する理由での事後的な救済が一定程度で認められた事例であるが、手続的な前提条件を満たすことができなかつたために救済が認められない事件もある。2016年にジョージア州で処刑された黒人被告人の事件では、一人の陪審員が後に、黒人に対する差別的な言葉を使って、非常に根深い人種偏見を持っていたことを明らかにしたが、連邦裁判所は異議申立ての時期が遅れたことを理由に救済を認めなかつた。別の黒人男性を殺人について有罪とした陪審のうち1人は評決後に、宗教的な観点から黒人に魂があるかどうか疑問を持っていると述べたが、この黒人男性への救済は認められず、服役中の2020年に死亡した¹¹⁸⁾。

救済の問題や今後の刑事陪審の選出方法に及ぼす影響の大きさを考えれば、最高裁が陪審の人種構成が裁判結果に影響を及ぼすことを正面から認めようとしないことは理解しうる。しかし、いずれ最高裁もこの問題に直面しなければならないかもしれない。というのも、無条件忌避権の人種差別的な行使の問題の解決には、Batson 判決以外のアプローチがあるからである。

119) Equal Justice Initiative 2021: 59.

118) Equal Justice Initiative 2021: 66.

IV. 最近の改革

A. Batson 判決の枠組みの強化

Batson 判決の枠組みでは人種差別的な無条件忌避権行使を抑止できないという認識は、相当数の州で共有されており、Batson 判決を凌駕する対応がとられている。それらを整理してみたい¹²⁰⁾。

Batson 判決の枠組みの限界を克服するために、最初に大きな制度改革を行ったのはワシントン州である。2018年4月にワシントン州最高裁判所はすべての陪審審理に適用される General Rule 37 を採択した。新しいルールはおおむね次のような内容である。Batson 判決の第一段階を不要とする。第二段階については、陪審候補者の警官との過去の接触、警官への不信感の表明、犯罪多発地域の住民であること、婚外子を有することなど、陪審選出手続における不適切な差別と関連付けられてきた理由は、無条件忌避権行使の理由として無効であると推定される。最終的な裁判官の判断基準としては、客観的な観察者が無条件忌避権行使の一つの要因が人種または民族であったとみなしうるのであれば、無条件忌避権は認めないものとされる。この観察者は、意図的な差別だけではなく、無意識の差別が陪審候補者の不当な排除をもたらしてきたことを認識するべきであるとされる。無条件忌避権を無効と判断するために、意図的な差別を認定する必要はない¹²¹⁾。

ワシントン州における改革は、Batson 判決の枠組みの改革を求めていたアメリカ自由人権協会（American Civil Liberty Union）のワークグループの最終報告書の提案を受け入れたものであり¹²²⁾、その内容は、検察官の反論可能性と無意識の人種差別という、マーシャルの反対意見に見られた重要な2つの懸念に対応するものと評価しうる。その後、カリフォルニア州、コネティカッ

120) カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクールの Death Penalty Clinic が各州における改革の状況をウェブ上で整理している。文献一覧を参照。

121) WASH. CT. GEN. R. 37, https://www.courts.wa.gov/court_rules/pdf/GR/GA_GR_37_00_00.pdf (last visited May 3, 2023).

122) このルールの採択に至る経緯については、Sloan 2020: 246-53 を参照。

ト州、ニュージャージー州がワシントン州のルールに類似したルールを採用し、その運用を開始している。このほか、相当数の州でこの問題が検討されている¹²³⁾。

では、ワシントン州のような対応によって、人種差別的な忌避権行使は抑止されるようになったのであろうか。ワシントン州の実務法曹21名を対象としたインタビュー・メール調査によれば、有色人種の陪審候補者に対する無条件忌避権行使について慎重な態度がとられるようになったという回答があったということであるが¹²⁴⁾、ルールが適切に機能しているかどうかを評価するには、より長期的な観察が必要であろう。

B. 無条件忌避権の廃止

Batson 判決の枠組みを改善しようという方法ではなく、無条件忌避権そのものを廃止する動きもある。前述のとおり、マーシャル裁判官は無条件忌避権の廃止を示唆していたが¹²⁵⁾、無条件忌避権はアメリカの陪審審理にとって非常に重要なものであると観念されてきたので、そうした動きはこれまで見られなかった。しかし、アリゾナ州の最高裁は2021年8月30日に、民事刑事双方の陪審審理について、無条件忌避権を廃止する命令を出した¹²⁶⁾。同州の弁護士会のワーキング・グループはワシントン州のルールに類似した改革を提案していたが、アリゾナ州の控訴裁判所の裁判官2名が州最高裁に対して無条件忌避権の廃止を提案して、州最高裁がこの提案を受け入れたのである¹²⁷⁾。アリゾナ州では、2022年1月1日から無条件忌避権が廃止された。

無条件忌避権を廃止するという提案は、陪審選出手続における当事者の意思を重視するアメリカにおいては、かなりドラスティックなものであると評価す

123) Death Penalty Clinic のウェブページを参照。

124) Sloan 2020: 255-59.

125) 476 U.S. at 107-08 (Marshall, J., concurring).

126) Order Amending Rules 18.4 and 18.5 of the Rules of Criminal Procedure, and Rule 47(e) of the Rules of Civil Procedure, No. R-21-0020 (Ariz. 2021).

127) Recent Order 2022: 2244-46.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

るべきであろう。Batson 判決の枠組みを変更する改革に対してさえも、様々な州でそれなりの反論があった¹²⁸⁾。アリゾナ州の改革について評価するには現在では材料不足であるが、若干のコメントをしておきたい。

まず、この動きを報じた Harvard Law Review の匿名記事は、Batson 判決が無条件忌避権の人種差別的な忌避を抑止できないことをアリゾナ州が適切に評価したものであり、これを勇気ある改革であると評価する。しかし、この記事は同時に、無条件忌避権を廃止するだけでなく、ヴォワール・ディールの拡大も同時に実現するべきであったと主張する。その趣旨は、理由付き忌避権を十分適切に行使できるようにする必要があるということである¹²⁹⁾。無条件忌避権の人種差別的な行使には反対するが、予断偏見のある陪審候補者を排除することが当事者の利益と裁判への信頼にとって重要であるというオーソドックスな見方をすれば、匿名記事のような評価に到達することは理解しうる。アリゾナ州のような動きが直ちに全米に拡大することは考えにくい。しかし、たとえばニューヨーク州議会において、無条件忌避権を廃止する法案が提出されていて、審議されていることも事実である¹³⁰⁾。

C. 改革の限界

Batson 判決の枠組みを忌避権を行使しにくい方向に変更したり、無条件忌避権を廃止することによって陪審選出手続における人種差別の問題が解消されるであろうか。これらの改革の成果の検証には時間が必要であろうことけれども、残念ながら、解消は非常に困難であると言わざるをえない。そもそも陪審候補者名簿に掲載されるマイノリティが少ないという問題が克服されていないし、より直接的には、理由付き忌避によって黒人が多数排除されているという現実があるからである¹³¹⁾。特定の陪審候補者が公正ではないことについて裁

128) Death Penalty Clinic, Batson Reform: State by State.

129) Recent Order 2022: 2247-50.

130) S.B. S282, 2023-2024 Legislative Session (N.Y.).

131) Sloan 2020: 263-64 および id. n.200 に提示されている文献を参照。

論 説

判官を納得させて理由付き忌避によって排除することは、無条件忌避権行使の理由の一つが人種にあったかもしれないことを基準とするワシントン州のルールの下で、無条件忌避権行使の無効化を免れるよりも容易かもしれない。

このことを裏付ける実証的なデータがある。2009年から2017年までのルイジアナ州において実施された316件の陪審審理における14,616名の陪審候補者の人種は、白人が61.7%、黒人が32.6%であったが、検察が理由付き忌避によって排除することに成功した陪審候補者の58.9%が黒人で、白人は34.4%でしかなかった。このことは、黒人陪審候補者が理由付き忌避によって排除される確率が、白人陪審候補者のその3.24倍であることを意味する。同じ集団において、無条件忌避権によって黒人陪審候補者が排除される確率が白人陪審候補者の2.5倍だったというのだから、無条件忌避権よりも理由付き忌避権による黒人陪審候補者の排除の方が大きな問題であると結論せざるをえない¹³²⁾。

1992年から2017年のミシシッピ州における83件の陪審審理のデータによれば、候補者全体のなかで白人が占める割合が59.8%、黒人が占める割合が34.2%だった。にもかかわらず、裁判官の提案による陪審候補者の排除のうち52.9%が黒人候補者に対するものであり、白人候補者に対するものは44.2%でしかなかった。また、検察が理由付き忌避によって排除しようとした候補者のうち黒人が占める割合が79.5%で、白人が占める割合は20.5%であった。ルイジアナ州と同じく、無条件忌避権よりも理由付き忌避権の方がより多く黒人候補者に対して行使されていた。検察官は無条件忌避権のうち68.1%を黒人候補者を排除するために、31.6%を白人候補者を排除するために行使していたのである¹³³⁾。

この研究によって示されるデータは衝撃的ですからある。南部の検察官は、無条件忌避よりもむしろ理由付き忌避を使って黒人陪審候補者を排除しようとしてきたし、実際に排除してきたのである。このデータの前には、無条件忌避権を廃止したアリゾナ州の改革の革新性もかすんで見えてしまう。

無条件忌避権の廃止が黒人排除を抑止できないであろうことを示す具体的な

132) Frampton 2020: 793-95.

133) Frampton 2020: 796-98.

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

事例をあげよう。前述の *Flowers v. Mississippi* 判決で最高裁は検察官の無条件忌避権行使が *Batson* 判決の枠組みの中で違憲と評価されるべきであると判示したが、実は、無条件忌避権行使の段階に至るまでにすでに黒人陪審候補者はかなり高い割合で排除されていた。被告人を殺人について有罪と判断して死刑を相当と判断した陪審の人種構成は白人11名、黒人1名であった。この陪審を構成するための候補者156名のうち白人が88名（56%）、黒人が68名（44%）であり、この割合は当地の人口構成（黒人が53%）から大きく逸脱しているわけではない。しかし、被告人との関係や死刑に対する態度など、様々な理由で100名以上の候補者が排除され、45名の陪審候補者が無条件忌避権のステージに進んだが、その人種構成は白人35名（78%）、黒人10名（22%）というものであった。この公判では、無条件忌避権によって黒人候補者は22%から8%（1/12）に減少したが、より多くの黒人が無条件忌避権行使以前の段階で排除されていたのである¹³⁴。

V. 展 望

これらのことから、無条件忌避権への規制を強化したり、無条件忌避権を廃止するだけでは、陪審候補者の人種差別的な排除の問題が解決するわけではないことは明らかである。では、それ以上の方法として、どのような措置を取ればよいのであろうか。二つの立場がありうる。

一つは、人種を理由とするにせよ、人種以外を理由とするにせよ、陪審候補者を排除することを難しくすることである。具体的には、理由付き忌避権の行使を大幅に制限して、無条件忌避権を廃止することが考えられる。より幅広い層の市民が陪審員として裁判に参加して討議することによって質の高い評議が可能となるという考え方に立脚すれば、こうした方法が考えられる。

このような立場は、柵瀬が想定するような、偏見ある候補者を排除することを当事者に許すことによって当事者が納得できる陪審を選出するという考えから脱却して、ランダムに選出されることによって陪審裁判の質と正当性を高

134) Frampton 2020: 799-801.

めることができるという理念を採用することを意味する。その意味では、我々が想定していたアメリカの陪審像を大きく変容させることを意味する¹³⁵⁾。

しかし、こうした措置をとったとしても、人種問題が具体的な争点となるような事件において、人種的な偏りの大きい陪審が選出される可能性は否定できない。とりわけ、候補者名簿そのものに相当な偏りがある現状では、無作為選出性を重視したとしても、ランダムであるがゆえに、人種的にセンシティブな問題を含む——例えば、白人警官が黒人被疑者を死に至らしめたといったような——事件において、白人ばかりの陪審が選出されて、白人当事者に有利な評決を下す可能性は否定できない。こうした事件においては、白人ばかりの陪審よりも、黒人を相当数含む陪審の方が質の高い評議を行える可能性が高いし、有罪評決にせよ、無罪評決にせよ、評決の結論が持つ正当性は、多人種陪審の方が高いと言えるであろう。

そこで、一定の事件については、積極的に多人種から構成される陪審を選出するという方法が考えられる。多人種陪審の提案と意義については、筆者自身すでに論じているので詳細を繰り返すことはしないが¹³⁶⁾、人種を意識した陪審選出手続は、ごく最近のアメリカでも真剣に論じられていることを指摘したい。Frampton は、最近の最高裁が人種を意識したすべての政府行為に対して厳格審査基準を適用することから、陪審選出手続における積極的な多人種陪審の構成に対しても憲法上の疑問が呈せられることを懸念しつつ、アメリカの陪審制度における歴史的に深刻な人種偏見があり、また、陪審の人種構成が評決の内容と結論に影響を与えていることを示す証拠が増えていることから、こうした劇的な処方が必要であると述べる。Frampton はまた、軍事法廷において陪審を選出する際に、被告人と同じ人種またはジェンダーの陪審員を選出することが許されていると指摘する¹³⁷⁾。

135) こうした理念の可能性については、Frampton 2020: 822; Amar 1984: 1287-89 に言及がある。

136) 勝田 1997: 92-97。

137) Frampton 2018: 1648-49. Frampton の他にも、積極的な多人種陪審選出を提案する論者は少なくない。様々な提案については、Page 2005: 246-51 を参照。

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

かつてのアメリカでは、陪審員を務めるのは地域住民の公正な代表ではなく、地域の名望家とでもいうべき白人男性だった。こうした陪審を構成する陪審員は、多様ではなく、均質的であることが期待された。南北戦争後人種差別が禁止されると、差別的な選出手続によって黒人が排除される。公民権運動を経て陪審が地域を公正に代表とすべきであるという多様性の理念が導入され、人種だけではなく性別を理由とする排除が違法とされた。陪審員の質についていえば、均質性から多様性へと、支配的な理念は入れ替わった。

他方において、選出手続のあり方については、アメリカでは偏見を持つ陪審候補者の排除を可能とするために当事者に質問と忌避権の行使を広く認める当事者自治モデルが支配的であり続けており、資格ある陪審候補者をランダムに選出するべきであるというロツテリー・モデルは受容されていない。陪審の多様性の理念を掲げても、当事者自治モデルでは黒人の排除は防止できない。少なくともロツテリー・モデルを導入しなければ、差別的な排除は抑止できない。しかし、ロツテリー・モデルそのものは多人種陪審の選出を保証しない。積極的な多人種陪審選出方法を採用すれば、自治モデルを維持しつつ（ロツテリー・モデルを採用しても）、多人種陪審を選出することが可能となる。

無条件忌避権を廃止するだけでは陪審選出手続における人種差別の問題は解消しない。当事者が予断偏見あると考える陪審候補者の排除を広く認めるべきであるという理念を後退させる方向に進むのか、あるいは自治モデルを維持しつつ、積極的に多人種陪審を構成する方法を採用すべきなのか、二つの考え方があるように思われる。後者の方法が採用されるのであれば、そうした陪審選出手続は平等保護条項の厳格審査の適用を受けることになるかもしれない。その場合、陪審の人種構成が評決に影響を及ぼすことを正面から認めない Batson 判決の想定を放棄して、積極的に多人種陪審を選出することが、信頼性だけではなく、正義の実現に資するという議論をする必要があるかもしれない。

アメリカの刑事陪審の理念は、植民地時代のゼンガー事件に象徴的に示されたように、少数者である政治権力者が多数者である弱者を刑事裁判によって抑

抑圧することを、同胞である陪審員が防止するというものであった。しかし、アメリカの刑事陪審は歴史を通じて少数者である黒人を抑圧してきた。かつてホワイト裁判官は、イギリスとは異なりアメリカの国民が多様であるから無条件忌避権が維持されたと述べたが¹³⁸⁾、無条件忌避権はまさに、少数者である黒人を排除するために、つまり地域住民の多様性を消失させるために、当たり前利用されてきたのである。

陪審を中核とするアメリカの刑事司法は人種差別的に執行されてきたし、現在でもその構造は変わらない。陪審が多く的事件において適切に機能しているのは事実かもしれない。法の機械的な適用を回避して柔軟性を持ち込むことは、田中英夫や棚瀬孝雄が陪審の利点として強調したところである¹³⁹⁾。しかし、法適用における柔軟性は、裁判員制度のような形でもある程度は実現可能である。実際、裁判員制度10年の経験を踏まえた最高裁の報告書はその可能性を示唆している¹⁴⁰⁾。もちろん、裁判官と市民が協働する形での市民参加では、市民の判断が裁判官によって方向付けられるという議論はある。にもかかわらず、法適用における柔軟性を確保するために、人種差別のような明確に不当な理由による判断をチェックしえない制度設計しかできないわけではないだろう。

陪審が刑事法の過酷な執行を和らげるプラス面と、差別的な執行を抑止できないというマイナス面とを定量的に比較することは極めて困難であるばかりか、倫理的に許されない議論であろう。

刑事司法の差別的執行という歴史を通じた大きな問題の中で陪審が果たしてきた役割を、抑圧されてきた黒人の観点から評価するのであれば、陪審の理念の建前は相当割り引いて見るべきであろう。少なくとも、アメリカが多民族社会であるから陪審を必要とするという評価は、歴史的にも現状に鑑みても、的外れと言わなければならない¹⁴¹⁾。アメリカが人種差別的な多民族社会である

138) Swain v. Alabama, 380 U.S. 202, 218 (1965).

139) 田中 1980: 455; 棚瀬 2003: 199-202。

140) 最高裁判所事務総局 2019: 16, 24; 勝田 2020: 229-30。

141) 藤倉 2000: 425-26。最高裁は、2000年9月の第30回司法制度改革審議会において、「陪審制が確固たる制度として機能しているのは、アメリカ人にとって多民

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

から、黒人を抑圧するために陪審制度を必要とするとしてもいうなら別であるが。アメリカの刑事司法制度において黒人がどれほどの差別を受けてきたのか、アメリカ法研究者は差別的な陪審選出手続の歴史と現実を直視する必要がある。

おわりに

アメリカの陪審選出手続においては、黒人をはじめとする人種的少数者が組織的に排除されてきた。無条件忌避権は黒人を排除しようとする検察にとってもっとも重要なツールである。これを規制する Batson 判決の枠組みは、マーシャルが予言したとおり、その目的を果たしていない。Batson 判決では人種差別的な無条件忌避権行使を抑止できないというマーシャルの予言は正しかった。一部の州では、無条件忌避権の廃止を含む、Batson 判決の枠組みを凌駕する改革が採用され始めている。しかし、たとえ無条件忌避権を廃止しても、それだけでは陪審選出手続における黒人排除の問題は基本的に解決することはない。陪審選出手続における人種問題の本質的な改善のためには、マーシャルの予言よりも一歩進んだ改革が必要である。

参考文献

- 指宿信 1992「キング事件と陪審制度——公平な裁判の求め方——」法学セミナー 453号20頁
- エバーハート、ジェニファー（山岡希美訳）2020『無意識のバイアス：人はなぜ人種差別をするのか』（明石書店）
- 勝田卓也 1997「アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について——人種差別的な無条件忌避権行使の問題を中心に——」早稲田法学会誌47巻53頁
- 2011『アメリカ南部の法と連邦最高裁』（有斐閣）

ㄨ族国家としての一体性というものを確保するための不可欠な制度であるという一種の信念があるからではないかと思われます」（第30回司法制度改革審議会議事録）と述べている。最高裁は多民族社会についての藤倉の主張を（それとは明示せず）受け入れている。藤倉はそのことには一切言及せず、最高裁の陪審反対論を全体として（「本当に残念」であるというような強い言葉を使って）徹底的に批判している（第43回司法制度改革審議会議事録）。アメリカが多民族社会であるから陪審を必要としているという主張は、実証性を欠く議論であると言わざるをえない。

論 説

- 2016「起訴されない警官：大陪審への関心」[2015-2] アメリカ法304頁
- 2020「裁判員制度と殺人罪・死刑判決：日米刑事司法比較研究の試み(1)」法学雑誌66巻1・2号211頁
- 2023「アメリカ刑事陪審制度研究の展望」家本真実他編『岐路に立つ市民の司法参加制度——英米の陪審制度から日本の裁判員制度を考える(仮)』(日本評論社)
- カーネマン, ダニエル(村井章子訳) 2014『ファスト&スロー(上):あなたの意思はどのように決まるか?』(早川書房)
- 最高裁判所事務消極 2019『裁判員制度10年の総括報告書』(https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1_hyousi_honbun.pdf (last visited May 3, 2023))
- 四宮啓 1997『O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか:誤解されるアメリカ陪審制度』(現代人文社)
- 田中英夫 1980『英米法総論(下)』(東京大学出版会)
- 棚瀬孝雄 2003『訴訟動員と司法参加——市民の法主体性と司法の正統性——』(法律文化社)(初出「刑事陪審と事実認定」判例タイムズ603号13頁(1986年))
- ハイト, ジョナサン(高橋洋訳) 2014『社会はなぜ左と右にわかれるのか:対立を超えるための道徳心理学』(紀伊国屋書店)
- 藤倉皓一郎 2000「多民族社会における『公平な』陪審——アメリカ陪審のコンセンサス形成機能——」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史(シリーズ 歴史学の現在2)』425頁(青木書店)
- 松田正照 2014「アメリカにおける陪審員候補者に対する専断的忌避——歴史的沿革と人種差別的利用の抑止——」高橋則夫他(編)『曾根威彦先生=田口守一先生古稀祝賀論文集(下)』569頁(成文堂)
- 2015「陪審員候補者に対する専断的忌避権行使の制限根拠——『共同体を代表する陪審』と Batson 判決の射程拡大——」東洋法学59巻1号163頁
- 丸田隆 2016『現代アメリカ法入門——アメリカ法の考え方』(日本評論社)
- 第30回司法制度改革審議会議事録(2000年9月12日)(https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihouseido/dai30/30gijiroku.html) (last visited May 3, 2023)
- 第43回司法制度改革審議会議事録(2001年1月9日)(https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihouseido/dai43/43gijiroku.html) (last visited May 3, 2023)
- Amar, Akhil Reed, 1984, Note, Choosing Representatives by Lottery Voting, 93 Yale Law Journal 1283.
- Baldus, David C. et al., 2001, The Use of Peremptory Challenges in Capital Murder Trials: A Legal and Empirical Analysis, 3 University of Pennsylvania Journal of

Constitutional Law 3.

- Banks, Ralph Richard, 2011, Is Marriage for White People?: How the African American Marriage Decline Affects Everyone.
- Bowers, William J. et al., 2004, Crossing Racial Boundaries: A Closer Look at the Roots of Racial Bias in Capital Sentencing When the Defendant Is Black and the Victim Is White, 53 DePaul Law Review 1497 (2004).
- Craft, Will, 2018, Peremptory Strikes in Mississippi's Fifth Circuit Court District, APM Reports, https://features.apmreports.org/files/peremptory_strike_methodology.pdf (last visited May 24, 2023).
- Death Penalty Clinic, Batson Reform: State by State, <https://www.law.berkeley.edu/experiential/clinics/death-penalty-clinic/projects-and-cases/whitewashing-the-jury-box-how-california-perpetuates-the-discriminatory-exclusion-of-black-and-latinx-jurors/batson-reform-state-by-state/> (last visited May 3, 2023).
- Epps, Garrett, 2019, A Racial Pattern So Obvious, Even the Supreme Court Might See It, The Atlantic, Mar. 18, 2019, <https://www.theatlantic.com/ideas/archive/2019/03/flowers-v-mississippi-jurors-removed-because-race/585094/> (last visited May 3, 2023).
- Equal Justice Initiative, 2021, Race and the Jury: Illegal Discrimination in Jury Selection 43, <https://eji.org/wp-content/uploads/2005/11/race-and-the-jury-digital.pdf> (last visited May 3, 2023).
- Forliti, Amy et al., 2021, Jury's Swift Verdict for Chauvin in Floyd Death: Guilty, AP, Apr. 21, <https://apnews.com/article/derek-chauvin-convicted-george-floyd-killing-d93d1f9fc61a5261e179240dc16924dc> (last visited May 3, 2023).
- Frampton, Thomas W., 2018, The Jim Crow Jury, 71 Vanderbilt Law Review 1593
- Frampton, Thomas Ward, 2020, For Cause: Rethinking Racial Exclusion and the American Jury, 118 Michigan Law Review 785.
- Greenwaldt, Anthony G. & Linda Hamilton Kriegert, 2006, Implicit Bias: Scientific Foundations, 94 California Law Review 945.
- Grosso, Catherine M. & Barbara O'Brien, 2012, A Stubborn Legacy: The Overwhelming Importance of Race in Jury Selection in 173 Post-Batson North Carolina Capital Trials, 97 Iowa Law Review 1531.
- King, Nancy J., 1993, Postconviction Review of Jury Discrimination: Measuring the Effects of Juror Race on Jury Decisions, 92 Michigan Law Review 63.
- Klarman, Michael J., 2004, From Jim Crow to Civil Rights: The Supreme Court and the Struggle for Racial Equality.
- Lynch, Mona & Craig Haney, 2011, Mapping the Racial Bias of the White Male Capital Juror: Jury Composition and the "Empathic Divide", 45 Law & Society Review 69.
- Melilli, Kenneth J., 1996, Batson in Practice: What We Have Learned about Batson and Peremptory Challenges, 71 Notre Dame Law Review 447.

- Muller, Eric L., 1996, Solving the Batson Paradox: Harmless Error, Jury Representation, and the Sixth Amendment, 106 Yale Law Journal 93.
- Peter-Hagene, Liana, 2019, Jurors' Cognitive Depletion and Performance During Jury Deliberations as a Function of Jury Diversity and Defendant Race, 43 Journal of Law and Human Behavior 232.
- Recent Order, 2022, Order Amending Rules 18.4 and 18.5 of the Rules of Criminal Procedure, and Rule 47(e) of the Rules of Civil Procedure, No. R-21-0020 (Ariz. 2021), 135 Harvard Law Review 2243.
- Page, 2005, Antony, Batson's Blind-Spot: Unconscious Stereotyping and the Peremptory Challenge, 85 Boston University Law Review 155.
- Semel, Elisabeth et al., 2020, Whitewashing the Jury Box: How California Perpetuates the Discriminatory Exclusion of Black and Latinx Jurors, <https://www.law.berkeley.edu/wp-content/uploads/2020/06/Whitewashing-the-Jury-Box.pdf> (last visited May 3, 2023).
- Sloan, Annie, 2020, Note, "What to do about Batson?": Using a Court Rule to Address Implicit Bias in Jury Selection, 108 California Law Review 233.
- Stewart, Charles III, 2013, Voter ID: Who Has Them? Who Shows Them?, 66 Oklahoma Law Review 21.
- United States Census Bureau, 2021, Voting and Registration in the Election of November 2020, <https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/voting-and-registration/p20-585.html> (last visited May 3, 2023).
- Van Dyke, Jon M., 1977, Jury Selection Procedures: Our Uncertain Commitment to Representative Panels.

判例

- Akins v. Texas, 325 U.S. 398 (1945).
- Allen v. Hardy, 478 U.S. 255 (1986).
- Apodaca v. Oregon, 406 U.S. 404 (1972).
- Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79 (1986).
- Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483 (1954).
- Edmonson v. Leesville Concrete Company, 500 U.S. 614 (1991).
- Flowers v. Mississippi, 139 S. Ct. 2228 (2019).
- Foster v. Chatman, 578 U.S. 478 (2016).
- Georgia v. McCollum, 505 U.S. 42 (1992).
- Hernandez v. New York, 500 U.S. 352 (1991).
- J. E. B. v. Alabama ex rel. T. B., 511 U.S. 127 (1994).
- Johnson v. Louisiana, 406 U. S. 356 (1972).
- Murray v. Louisiana, 163 U.S. 101 (1896).
- Norris v. Alabama, 294 U.S. 587 (1935).

マーシャルの予言：アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別（勝田）

Peña-Rodriguez v. Colorado, 580 U.S. 206 (2017).
People v. Wheeler, 22 Cal. 3d 258 (1978).
Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896).
Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932).
Powers v. Ohio, 499 U.S. 400 (1991).
Ramos v. Louisiana, 140 S. Ct. 1390 (2020).
Strauder v. West Virginia, 100 U.S. 303 (1880).
Swain v. Alabama, 380 U.S. 202 (1965).
Taylor v. Louisiana, 419 U.S. 522 (1975).
Utah v. Strief, 579 U.S. 232 (2016).
Washington v. Davis, 426 U.S. 229 (1976).